

第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

秋 田 県

—目 次—

第1章 基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子どもの貧困の現状と現行計画の評価	
1 子どもの貧困の現状	3
（1）我が国における子どもの貧困の現状	3
（2）統計からみる本県の子どもの貧困の現状	6
①生活保護	6
②ひとり親家庭	7
③母子生活支援施設の子ども	8
④社会的養育の状況	9
⑤短期入所生活援助事業・夜間養護等事業の状況	9
⑥要保護・準要保護児童生徒	10
（3）秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート	10
2 前期計画の評価	11
（1）目指す姿を示す指標・目標の評価	11
（2）施策推進上の指標・目標の評価	12
第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針	
1 計画の目指す姿・基本理念	14
2 基本的な推進方針	14
（1）計画の方向性	14
（2）推進上の課題と基本的な視点	14
3 計画の推進体制	14
4 秋田県における子どもの貧困に関する指標・目標	16
第4章 重点施策と具体的な取組	
重点施策1 教育の支援	17
重点施策2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援	20
重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援	23
重点施策4 経済的支援	24
重点施策5 ネットワークによる網羅的支援	25
資料編	
・秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱	28
・秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿	29
・計画策定の経過	30
・前期計画（平成28年度～令和2年度）の推進状況（成果と課題等）	31
・秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート集計結果	43

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査結果によると、平成24年の我が国における子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を更新しました。こうした状況を背景として、平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が施行され、同年8月、それを受けて「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本県においても、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、平成28年度から令和2年度までを計画期間として、子どもの貧困対策に総合的に取り組んできたところです。

しかしながら、令和2年7月に公表された平成30年の我が国における子どもの貧困率は13.5%と、前述の平成24年の調査結果及び前回調査結果の13.9%（平成27年）と比較して改善傾向にあるものの、依然として先進国の中では高い水準にあります。

そこで、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、全ての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく都道府県計画として策定します。

3 計画の期間

「子供の貧困対策に関する大綱」がおおむね5年ごとに見直しを検討することとされていることを踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 子どもの貧困の現状と現行計画の評価

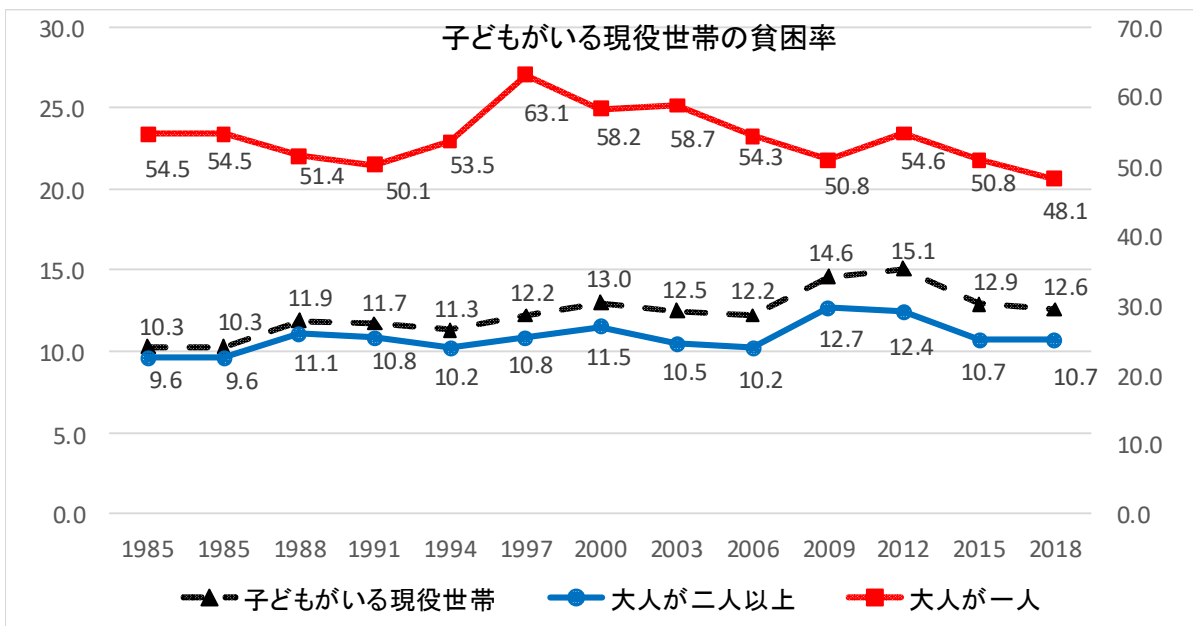
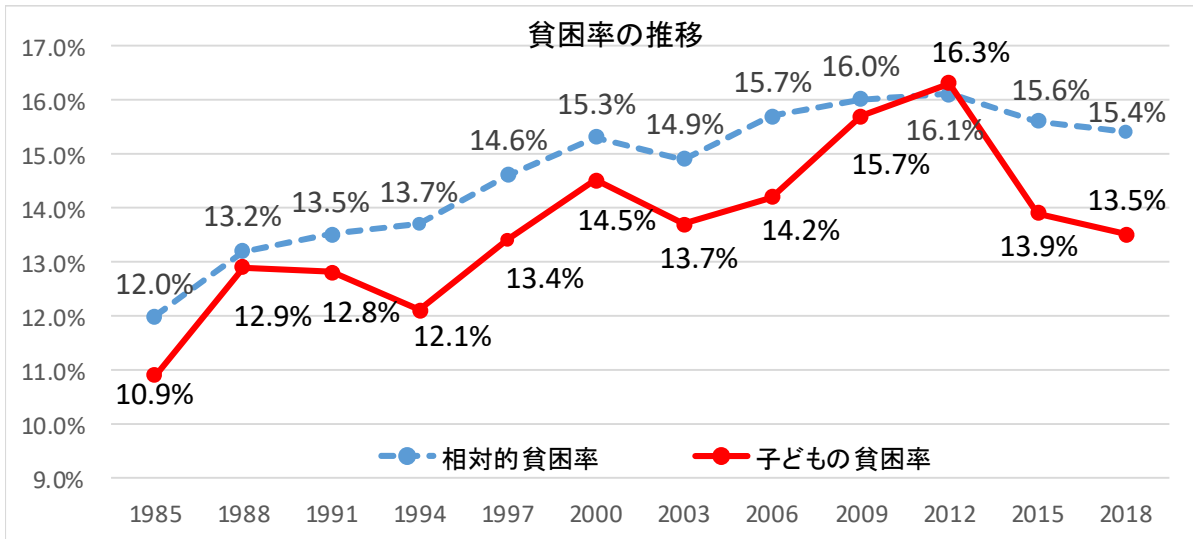
1 子どもの貧困の現状

(1) 我が国の子どもの貧困の現状

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、我が国における平成30年時点での貧困線、相対的貧困率（4ページ参照）はそれぞれ127万円、15.4%であり、これらの世帯で暮らす子どもの貧困率は13.5%となっています。この結果から、約7人に1人の子どもが貧困の状況にあると考えられます。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は48.1%と高い水準となっています。

なお、国では、この調査結果に基づく都道府県別の貧困率を算出することは、推計の精度を確保するうえで困難であるとしています。



出所：厚生労働省(2020)『2019年国民生活基礎調査 結果の概況』

【参考】子どもの貧困率について

1 相対的貧困率

貧困線（※5ページ参照）に満たない世帯員の割合をいいます。

2 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない世帯に属する17歳以下の子どもの割合をいいます。

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数（※）}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

（※）国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第二項の三年ごとの大規模な調査において、等価可処分所得額（一の世帯の世帯員の可処分所得額の合計額を当該世帯の世帯員の数の平方根で除した額をいう。以下同じ。）が全世帯の世帯員の等価可処分所得額の中央値を二で除した額に満たない十八歳未満の者の数（5ページ参照）

3 子どもがいる現役世帯の貧困率

①「大人が一人」の貧困率

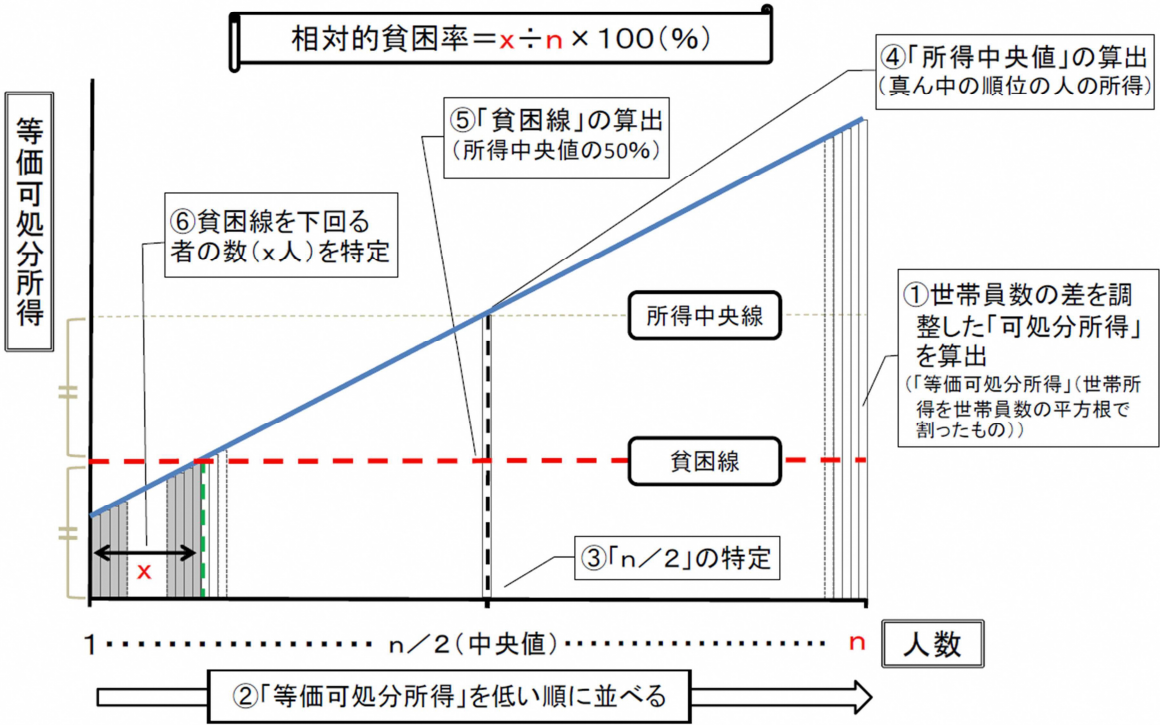
現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄弟など）も含まれます。

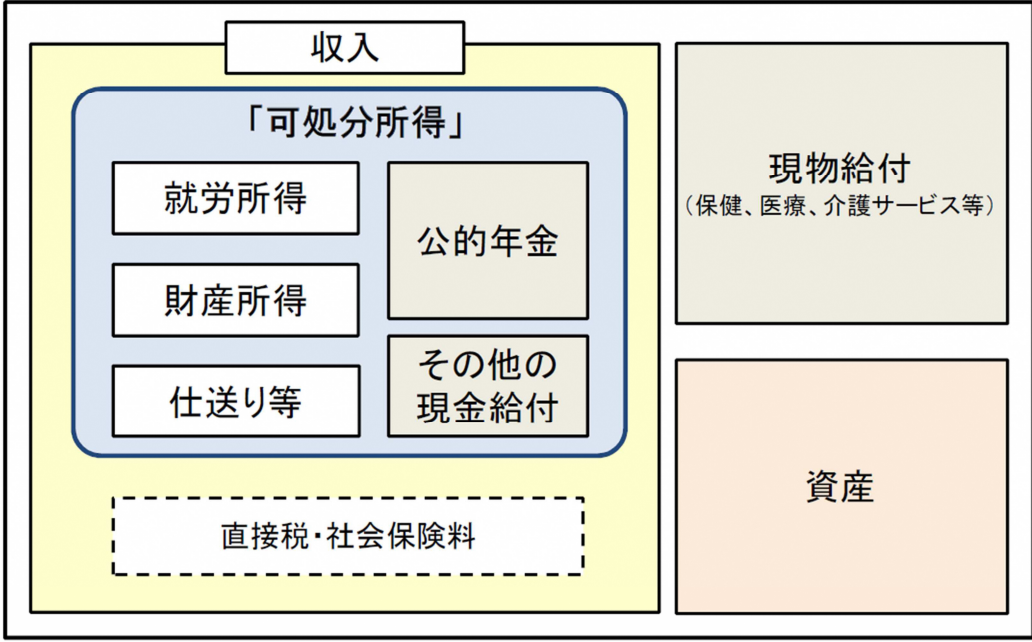
②「大人が二人以上」の貧困率

現役世帯のうち、「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。

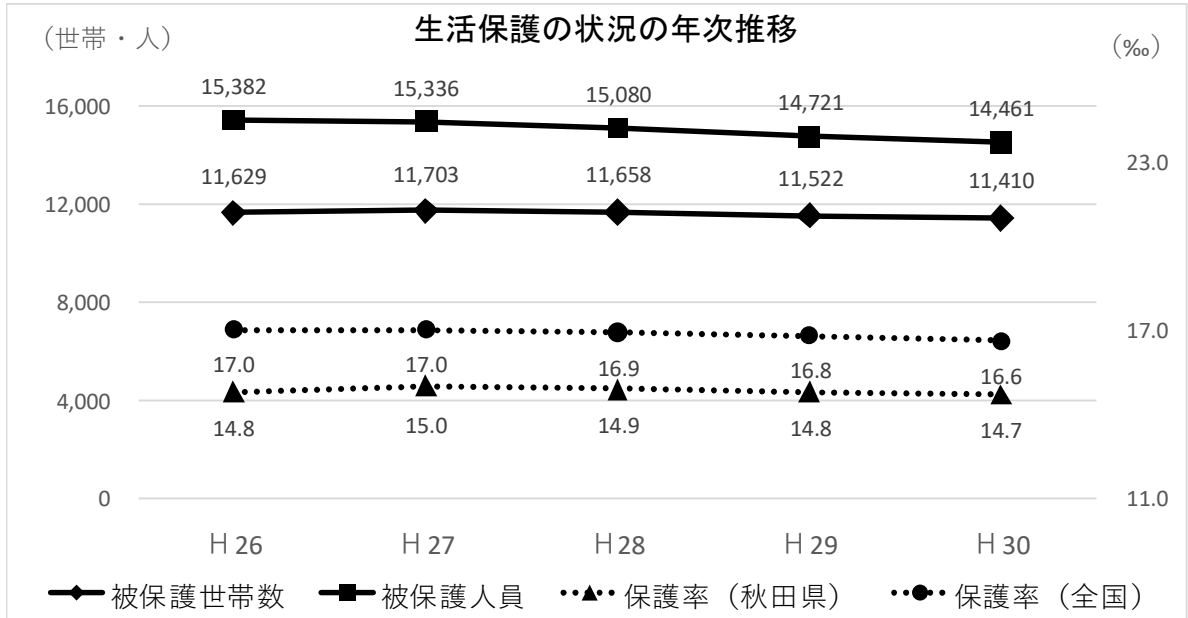


(2) 統計からみる本県の子どもの貧困の現状

①生活保護

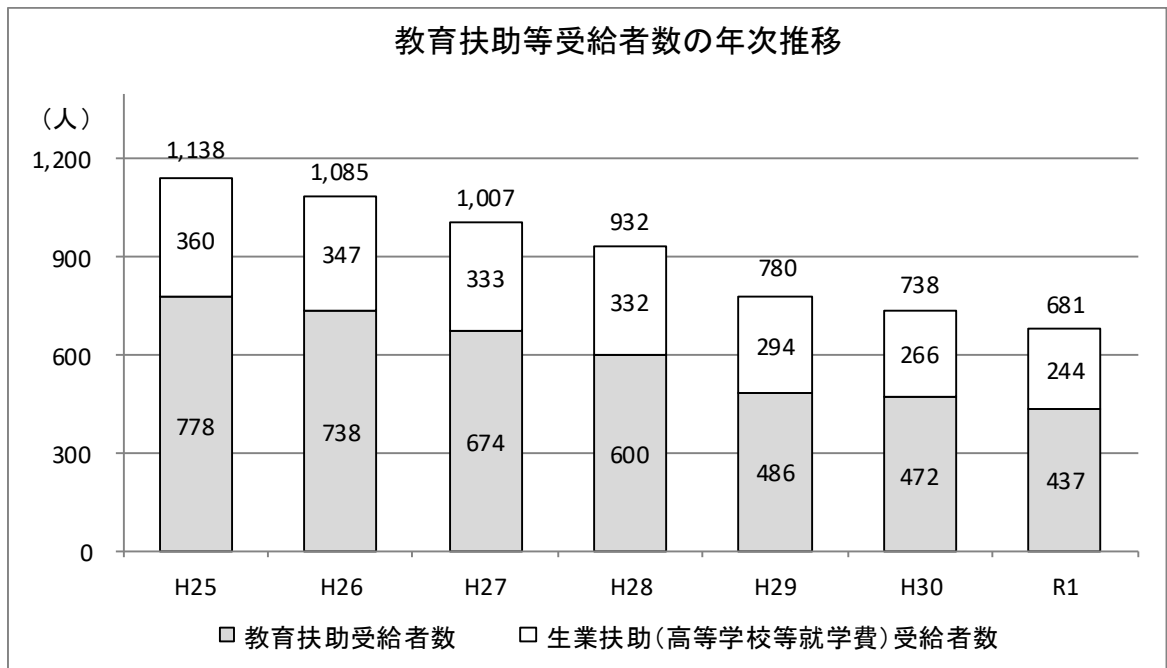
本県の生活保護世帯及び被保護人員は、平成30年度で11,410世帯及び14,461人となっています。

また、秋田県の保護率は14.7%で、全国平均の16.6%よりも低い水準となっています。



出所: 福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省)

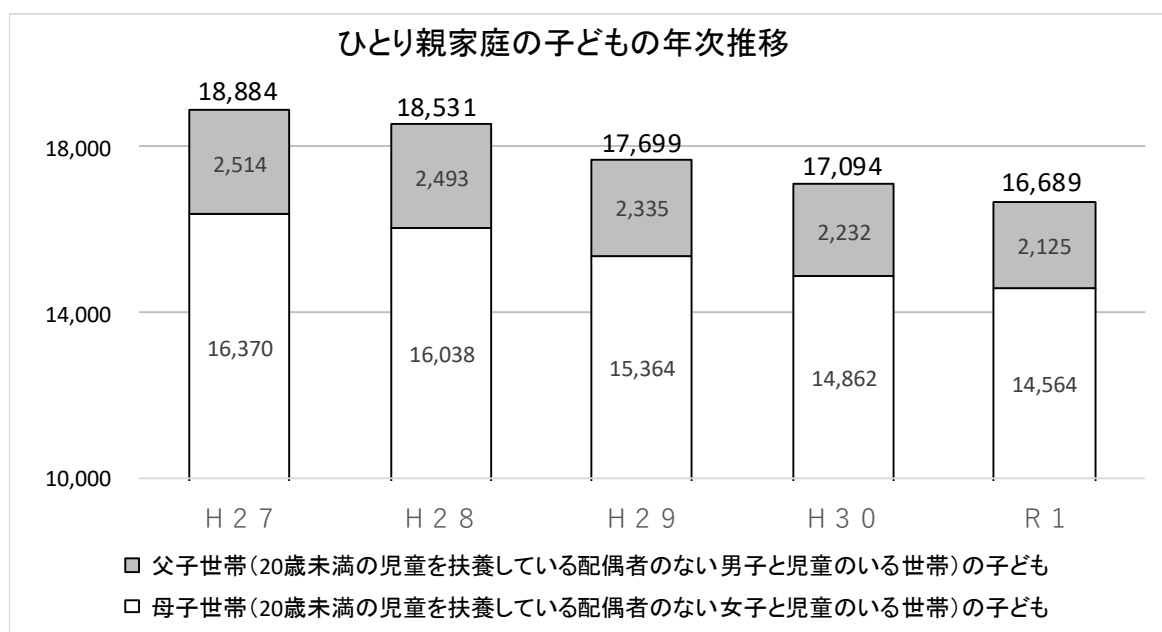
本県の教育扶助と生業扶助(高等学校等就学費)受給者数の合計は、令和元年度(7月30日現在)で681人となっており、減少傾向が続いています。



出所: 福祉行政報告例、被保護者調査(厚生労働省)

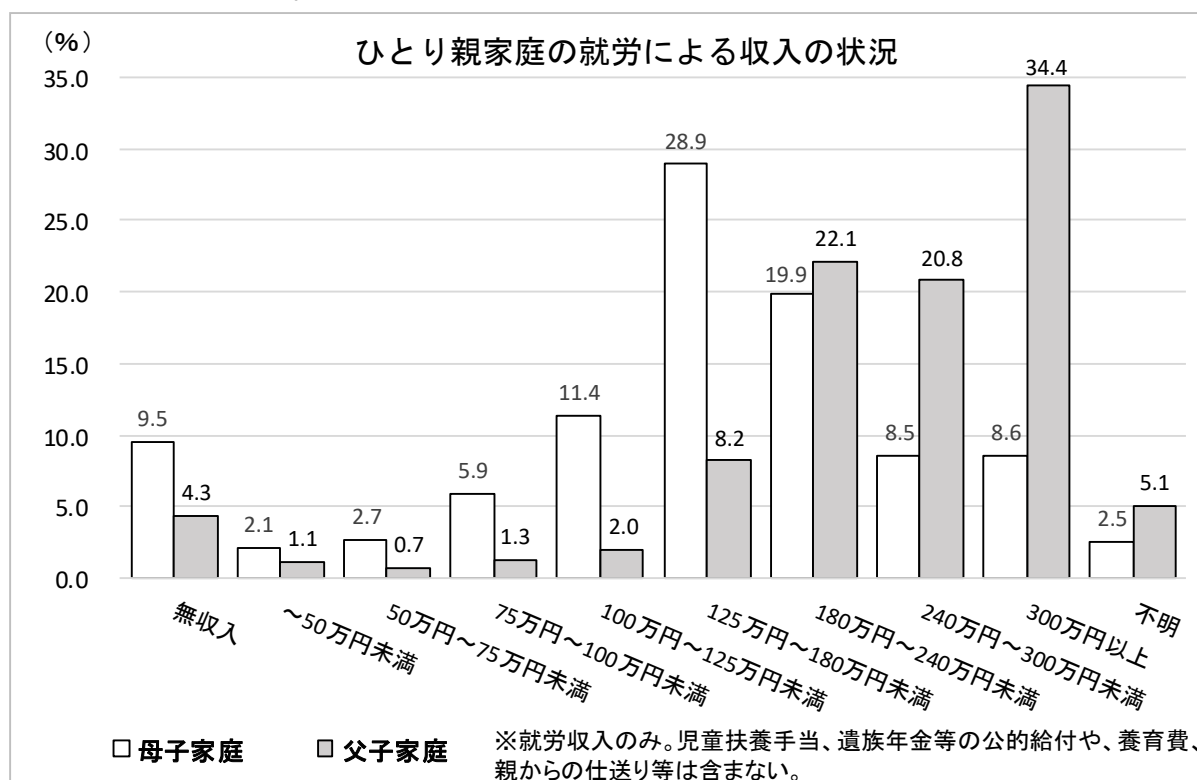
②ひとり親家庭

本県のひとり親家庭の子ども数は、令和元年8月1日現在で16,689人となっており、減少傾向が続いています。



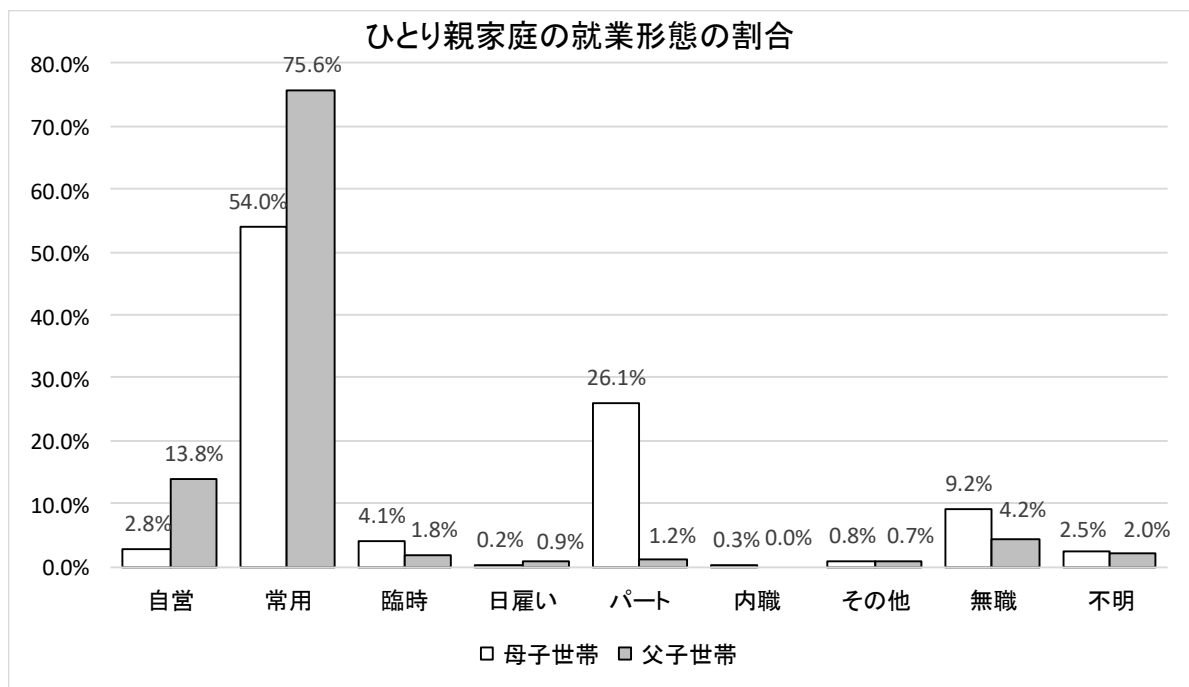
出所: 令和元年度母子・父子世帯実態調査(秋田県地域・家庭福祉課)

ひとり親家庭の就労による収入の状況については、父子世帯の年収が300万円以上の割合が34.4%を占める反面、母子世帯では8.6%と大きな開きがあります。また、年収300万円未満の世帯は父子世帯で約6割、母子世帯では約9割にのぼっています。



出所: 令和元年度母子・父子世帯実態調査(秋田県地域・家庭福祉課)

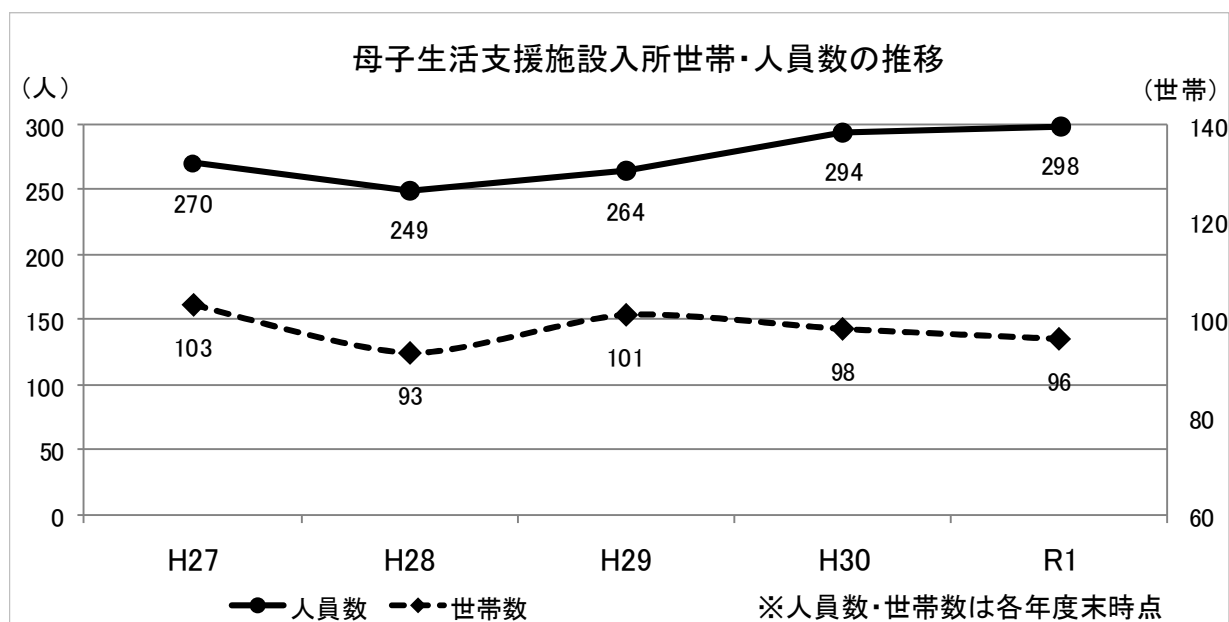
ひとり親家庭の就業形態の状況については、母子世帯、父子世帯とも常用雇用の割合が最も高くなっていますが、父子世帯の4人に3人が常用雇用であるのに対し、母子世帯は54.0%と大きな開きがあるほか、パート雇用が26.1%と高い割合となっています。



出所：令和元年度母子・父子世帯実態調査（秋田県地域・家庭福祉課）

③母子生活支援施設の子ども

本県の母子生活支援施設の入所状況をみると、入所世帯数はほぼ横ばいである反面、人員数は増加傾向にあります。世帯数は入所している母子世帯の母親の数であることから、人員数の増は入所している子どもの数の増とみることができ、母親だけではなく子どもの支援においても母子生活支援施設の果たす役割が大きくなっています。

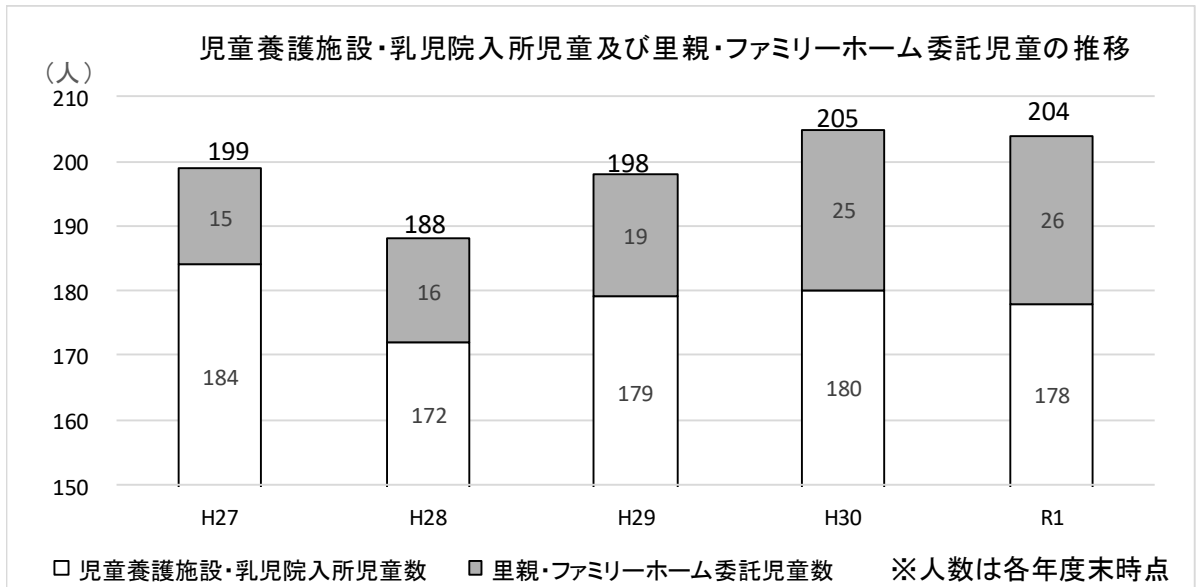


出所：福祉行政報告例

④社会的養育の状況

本県では、子どもにとってより家庭的な環境で養育が行われるよう様々な取組を行っている結果として、里親・ファミリーホーム委託児童が徐々に増加傾向にあるものの、児童養護施設・乳児院に入所している子どもの数はほぼ横ばいとなっています。

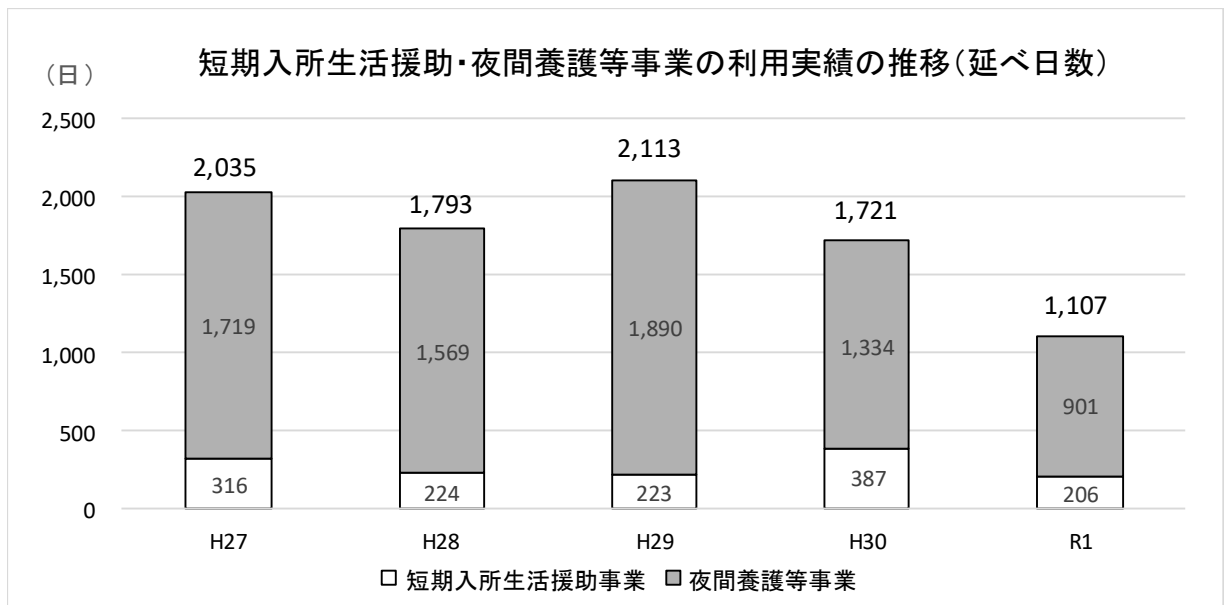
これらの子どもは、施設退所後や委託終了後に保護者等からの援助を受けられないことも多いため、経済的に厳しい状況になるリスクがあります。



出所：秋田県社会的養育推進計画(R2.2)、福祉行政報告例より

⑤短期入所生活援助事業・夜間養護等事業の状況

養育者の急用などを理由に、児童養護施設等で複数日にわたる宿泊により子どもを預かる短期入所生活援助事業と、同様の理由で夜間や休日に子どもを預かる夜間養護等事業の利用実績を延べ利用日数で見ると、令和元年度に計1,107日と利用実績は減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりニーズが増大する懸念があり、この減少が単年度のものであるかどうか、今後状況を注視していく必要があります。

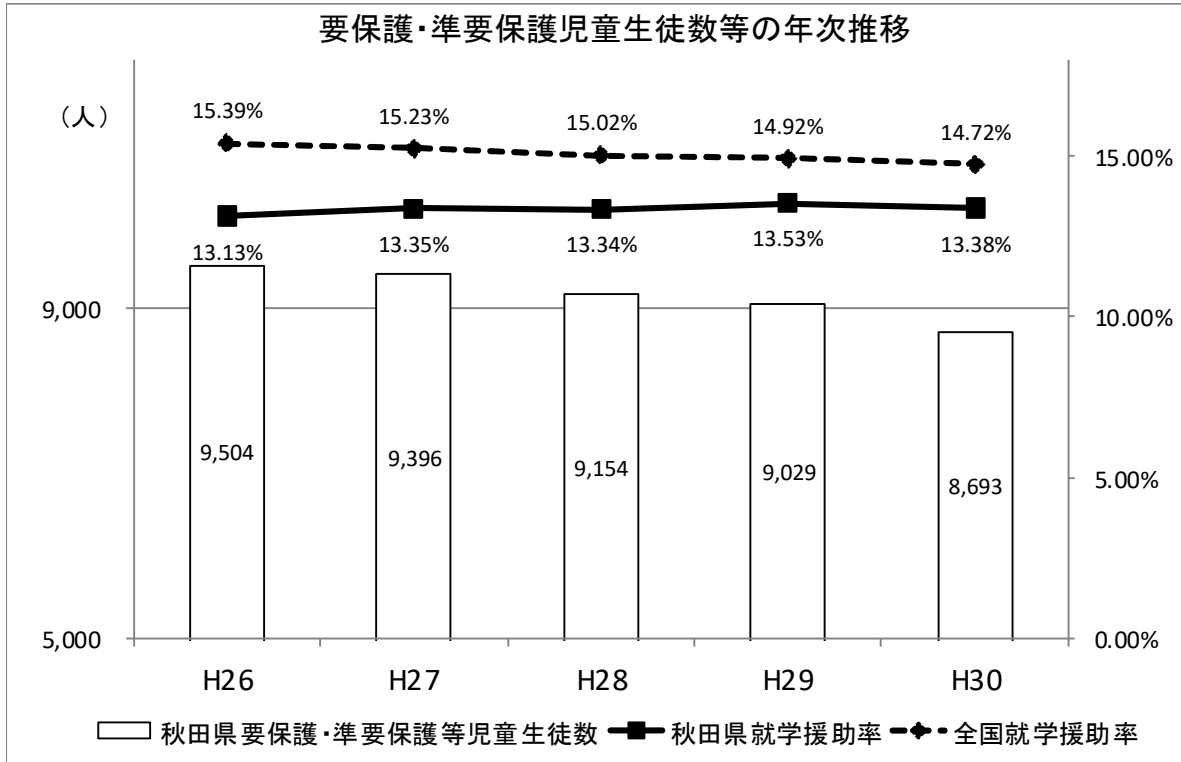


出所：秋田県次世代・女性活躍支援課調べ

⑥要保護・準要保護児童生徒

県内で就学援助を受けている小・中学生は、平成30年度で8,693人となっており、減少傾向が続いていますが、就学援助率に大きな変化は見られません。

また、全国の就学援助率と比較すると低い水準にありますが、全国の就学援助率の低下に伴って、差異が減少してきています。



出所：都道府県・市町村別の教育・社会・経済指標データセット、学校基本調査(文部科学省)

(3) 秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート

本県では、前述した「国民生活基礎調査(厚生労働省)」において、子どもがいる現役世帯のうち「大人が一人の世帯」の相対的貧困率が5割弱と高い水準にあること、また、「母子・父子世帯実態調査(県地域・家庭福祉課)」において、就労収入300万円未満の世帯が父子家庭で約6割、母子家庭で9割にのぼる点に特に着目し、子育ての実態と支援ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

集計結果は資料編に記載します。

2 前期計画の評価

(1) 目指す姿を示す指標・目標の評価

前期計画では、秋田県における子どもの貧困の状況を示す指標として以下の項目を設定し、数値の改善等を図ることとしています。

ア 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率

目標：一般世帯の高等学校等進学率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	H27	H28	H29	H30
一般世帯	99.2	99.0	99.1	99.3	99.5
生保世帯	93.4	96.7	96.2	90.6	92.2
差	5.8	2.3	2.9	8.7	7.3

※生保世帯は厚生労働省調査

※一般世帯は文部科学省学校基本調査

前期計画策定時と比較して、1.5ポイント拡大しています。

イ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率

目標：一般世帯の高等学校等中退率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	H26.4~ 27.3	H27.4~ 28.3	H28.4~ 29.3	H29.4~ 30.3
一般世帯	1.4	0.9	0.9	0.9	0.9
生保世帯	6.9	3.6	3.3	4.9	3.7
差	5.5	2.7	2.4	4.0	2.8

※生保世帯は厚生労働省調査

※一般世帯は文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校調査」

前期計画策定時と比較して、一般世帯との格差は2.7ポイント縮小しています。

ウ 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

目標：一般世帯の大学等進学率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	H27	H28	H29	H30
一般世帯	61.4	61.7	62.6	62.3	62.2
生保世帯	26.4	28.6	21.4	24.7	27.2
差	35.0	33.1	41.2	37.6	35.0

※生保世帯は厚生労働省調査

※一般世帯は文部科学省学校基本調査

前期計画策定時と比較して、毎年増減はあるものの、平成30年度は一般世帯との格差は同値で、依然として開きがみられます。

エ 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）

目標：全員の進学

前期計画 策定時点	H27	H28	H29	H30	R1
95.2	100	100	100	87.5	100

※秋田県地域・家庭福祉課調べ

令和元年度時点では、前期計画策定時より4.8ポイント向上し、目標を達成しています。

オ 児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進学率

目標：一般世帯の大学等進学率との格差の縮小

	前期計画 策定時点	H27	H28	H29	H30
一般世帯	61.4	61.7	62.6	62.3	62.2
児童養護施設児童	5.6	15.4	9.1	13.3	28.6
差	55.8	46.3	53.5	49	33.6

※児童養護施設児童は秋田県地域・家庭福祉課調べ

※一般世帯は文部科学省学校基本調査

一般世帯との格差は前期計画策定時点より22.2ポイント縮小しています。

(2) 施策推進上の指標・目標の評価

計画的確な進行管理に資するため、県が事業や施策を推進した結果として達成すべき状態を目標値として掲げました。

ア 生活困窮者自立支援事業の相談件数

目標（R2）：3,600件（人口10万あたり月30件）

	H27	H28	H29	H30
全体件数	2,255	1,774	1,606	1,800
人口10万あたり月件数	17.6	14.0	12.8	14.6

※厚生労働省「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」

人口10万人当たりの相談件数が全国で最も高い県と同じ水準を目指すこととして設定されましたが、平成30年現在でおよそ5割にとどまっています。前期計画策定時は生活困窮者自立支援制度創設間もない時期であり、まずは相談件数を上げることを目標として掲げましたが、近年の推移をみると、制度がある程度定着し、ニーズにピンポイントに対応できるようになってきたことから、相談件数が減少していることが考えられます。

イ 学習支援実施市町村数

※生活困窮者自立支援制度による学習支援事業、及び文部科学省の「地域未来塾事業」のいずれかを実施している市町村数

目標（R2）：全市町村での実施

	学習支援	地域未来塾事業	いずれか実施
実施市町村数	18	13	21
実施率	72%	52%	84%

※令和2年10月現在 秋田県地域・家庭福祉課調べ

前期計画策定時点では2市のみであったため、実施市町村数は大幅に増えています。引き続き全市町村での実施に向けて取組を進めます。

ウ 母子家庭の母の就職率

目標（R2）：86.0%

H27	H28	H29	H30	R1
86.6	87.5	88.0	88.7	88.3

※秋田県地域・家庭福祉課調べ

令和元年度現在、目標値を上回っています。ここ5年間で毎年目標値を上回っておりこの目標は達成されたものとして、本計画では異なる指標を設定することとします。

第3章 計画の目指す姿と基本的な推進方針

1 計画の目指す姿・基本理念

本計画を推進することにより目指す社会の姿について、前期計画を引き継ぎ、次のとおりとし、計画全般にわたる基本理念とします。

**手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようと
とする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長
することができる地域社会の実現**

2 基本的な推進方針

(1) 計画の方向性

社会保障制度をはじめ、教育上の支援、生活支援、就労支援、経済的支援など、子育て家庭と子どもを対象とするあらゆる施策・事業等について、それらに取り組むことが、それぞれの本来の目的に加えて、子どもの貧困対策を推進するための要素となることを意識しつつ、行政の各部局や関係団体も含む分野横断的連携による貧困対策の総合的な推進を図るものとします。

(2) 推進上の課題と基本的な視点

貧困状態にある子育て家庭の親や子ども本人が、そのことを他人に知られまいと隠そうとすることや、親自身が子どもの頃から貧困状態の中での生活を余儀なくされ、自らとその子どもの置かれている貧困の状況に疑念を持つことなく、支援を求めないことなどが懸念されます。

子どもの貧困対策の推進に当たっては、子どもの心身の健全な成長を確保する観点から、上記のような把握が難しい状況も散見される中で、家庭内の課題を早期に把握して適切な支援につないでいく必要があります。また、子どもの成長に伴って、子どものライフステージに応じた支援が切れ目なく提供されるような連携体制の構築が望まれます。

そうしたことから、行政機関、学校、社会福祉協議会、子ども食堂等の実施者、民生委員児童委員、町内会、地域住民など、様々な場面で子育て家庭や子どもと接する関係者の「見守る目」によって、子育て家庭や子どものわずかな変化を見逃すことなく、「支えようとする人の輪（和＝有機的連携）」により適切な支援に結びつけながら、伴走的に見守りや支援が継続していく地域社会の構築を目指します。

3 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」をはじめ、県が策定する子ども・子育て家庭に関連する各種計画との調和を図りつつ、関連部局が横断的に連携しながら、市町村や学校、社会福祉協議会や民生委員・

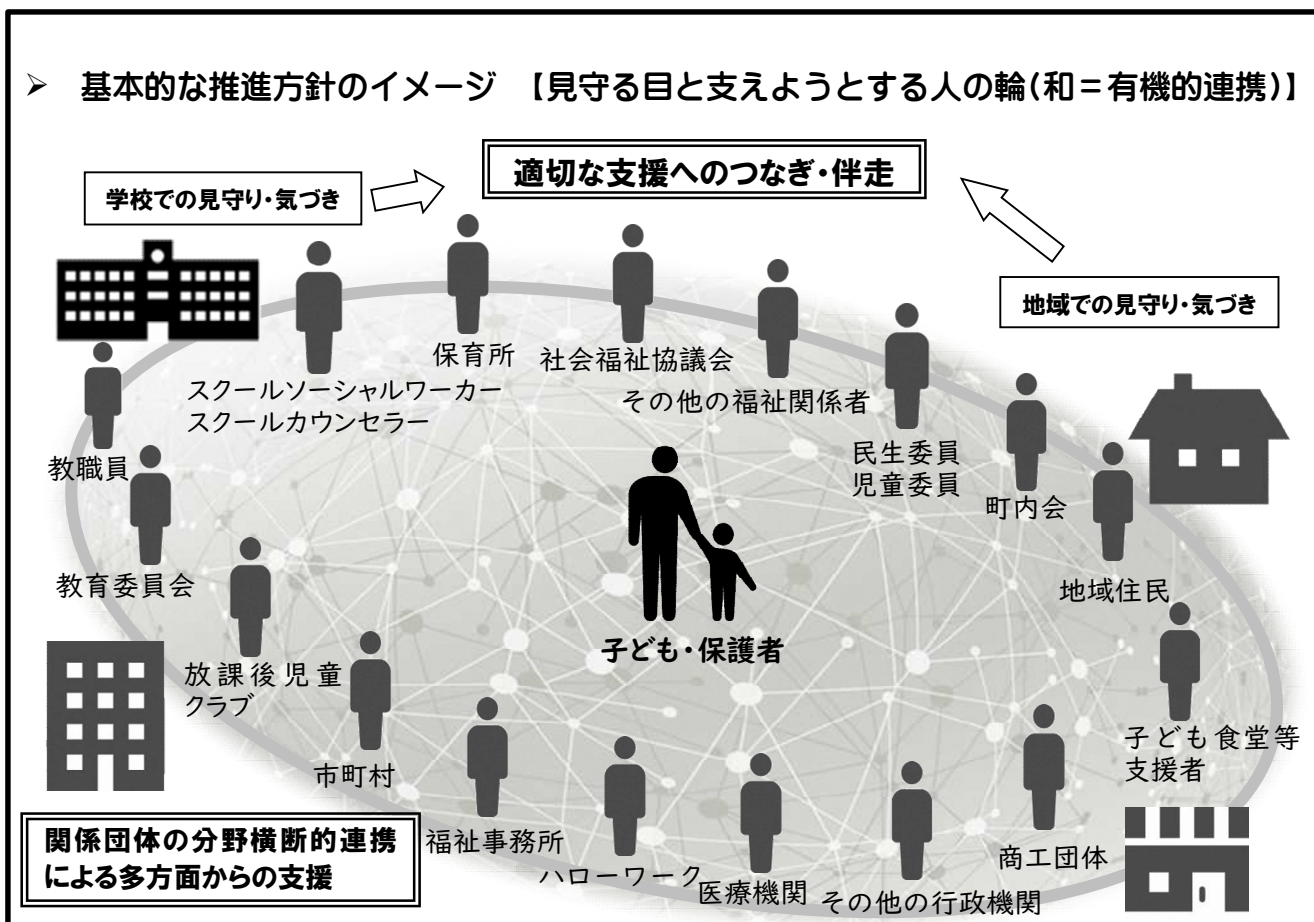
児童委員等の関係機関、NPO等民間団体との積極的な協働のもと、本計画を着実に推進します。

令和元年度改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項の規定により、市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）を定めることが努力義務化されました。

県としてはこれまでも市町村における計画策定について支援を行ってきたところですが、すべての市町村において地域の実情に基づいた市町村計画が策定されるよう引き続き支援を行うとともに、それらの計画に基づく取組と積極的に連携し、効果的な施策の展開を図ります。

また、子どもの貧困対策の推進においては、公的機関による取組だけではカバーできないニーズもあり、民間団体の取組とも積極的な連携・支援を行うとともに、それらのネットワーク構築を支援し、全県域における一定水準の支援の展開に向けた広域調整の役割を担います。

なお、この計画については毎年度実施状況や目標の達成状況を確認するとともに、成果の検証のために必要な関係団体からの意見の聞き取りや支援事例の収集などを行いながら、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 秋田県における子どもの貧困に関する指標・目標

相対的貧困率の減少のためには、県内の子どもが属する世帯の格差を縮小することが重要な要素であることと、県内において子どもの貧困の問題に関心を持ち、そうした子どもを地域全体で支援しようとする気運を醸成することが必要であるという2つの観点から、下記のとおり指標及び目標を設定します。

指 標	直近値	目 標 (R7)
1 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	94.4% (H27～R1) ※一般世帯 99.3%	一般世帯の高等学校等進学率との格差を縮小します。ただし、母数が少ないことから、前5年間の平均値とします。
2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.8% (H26.4～H31.3) ※一般世帯 0.9%	一般世帯の高等学校等中退率との格差を縮小します。ただし、母数が少ないことから、前5年間の平均値とします。
3 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	25.5% (H27～R1) ※一般世帯 62.3%	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。ただし、母数が少ないことから、前5年間の平均値とします。
4 児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	100.0% (R1)	子どもの意向にも配慮しつつ、全員の進学を目指します。
5 児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	23.3% (H27～R1) ※一般世帯 62.3%	一般世帯の大学等進学率との格差を縮小します。ただし、母数が少ないことから、前5年間の平均値とします。
6 母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	54.0% (R1)	割合の増加を目指します。
7 年間就労収入240万円以上の母子世帯の割合	17.1% (R1)	全体の20%まで増加を目指します。 ※「第3期すこやかあきた夢っこプラン」におけるR6年度までの目標値
8 子ども食堂等子どもの貧困対策を実施している民間団体等がある市町村数	10	全25市町村を目指します。 ※「第2期あきた未来総合戦略」におけるR6年度までの重要業績評価指標

第4章 重点施策と具体的な取組

重点施策1 教育の支援

子どものころに貧困状態にある家庭で育った親の子どもが、また貧困状態の中で育つ可能性が高くなるという、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切ることににおいては、将来、安定して生活ができる程度の収入を得られることが重要です。そのためにも、家庭の状況に関わらず、自分の将来に対して夢や希望を持って成長することができるよう、幼少期からの自己肯定感を高める教育及び保育が不可欠です。また、併せて、安心して自己発揮できたり、意欲的に学ぼうとしたりする全ての子どもに対し、年齢や発達の度合いに合わせた質の高い教育・保育が受けられる機会を均等に保障するため、教育費及び保育費の負担軽減を図ります。

また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカーを軸とした教育・保育機関と、地域において支援に携わる民間団体の支援者、地域福祉関係機関、医療機関等との連携を強化することで、困難な状況にある子どもに早期に気づき、必要な支援に結びつける体制の構築を目指します。

「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」調査においても高いニーズが認められる分野です。

具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

- ・教育・保育全体を通じた生きる力の基礎の育みと家庭や地域との連携

ありのままの自分が受容され、安心して自己発揮する中で、様々な活動に意欲と自信をもって自ら取り組む姿勢を育む教育・保育の充実を図るとともに、乳幼児期にふさわしい生活の中で育みたい姿を家庭や地域と共有し、連携を深めます。

- ・子どものための教育・保育給付支援事業

3～5歳の子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもを対象として保育料等を無償化します。

- ・地域子ども・子育て支援事業

様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かりなどの市町村の取組を支援します。

- ・私立幼稚園運営費補助金

幼児教育の振興を図るとともに、保護者等の経済的負担を軽減するため、経常的経費、特別支援教育経費等の一部を補助します。

- ・認定こども園拡充事業

認定こども園を目指す幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の質を高める取組を支援するとともに、認定こども園が認定後も質を維持・向上できるよう研修の機会を設けます。

- ・認定こども園施設整備事業
新たな教育・保育需要等に対応する認定こども園の設置を促進するため、施設の整備を支援します。
- ・私立幼稚園整備費補助金
幼児教育の質の向上を図るため、教育環境(遊具・運動用具等)の整備を支援します。

(2) 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけた学校指導・運営体制の構築

①学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- ・スクールカウンセラーの配置
中学校、高等学校等にスクールカウンセラーを配置します。
- ・広域カウンセラーの配置
主に小学校の教育相談及び緊急事案発生時に対応するため、教育事務所及び義務教育課がカウンセラーを派遣します。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
教育事務所、総合教育センター及び秋田明德館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。
- ・すこやか電話の設置による相談受付
教育事務所、総合教育センターにフリーダイヤル「すこやか電話」を設置し、相談事業を行います。

②学校教育による学力保障

- ・少人数学習推進事業
小・中学校において少人数学習を推進します。30人程度学級は小学校及び中学校の全学年、20人程度の少人数授業は小学校3年生～中学校3年生を対象として実施します。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業(学び直し支援金)
高校等中退者が再入学して学び直す場合、高等学校等の授業料に充てるため保護者の収入に応じて支給する就学支援金相当額を、卒業するまで(最長2年間)支給します。
- ・高校生学校生活サポート事業
学習支援サポーターを配置し、特別な教育支援を必要とする生徒の学習や生活上の困難を改善します。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・育英事業助成費(大学分)

大学・短大及び専修学校（専門課程）の学生に対する奨学金貸与及び学生寮を運営する（公財）秋田県育英会に助成します。

（５）特に配慮を要する子どもへの支援

・特別支援教育就学奨励費

特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ就学のために必要な経費を支弁します。

（６）教育費負担の軽減

①義務教育段階の就学支援の充実

・要保護・準要保護児童生徒の就学援助（市町村実施事業）

経済的に就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、市町村が就学に必要な経費を補助します。

・スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】

教育事務所、総合教育センター及び秋田明德館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業（就学支援金）

高等学校等の授業料に充てるため、保護者の収入に応じて就学支援金を支給します。

・公立高等学校等就学支援費、私立学校就学支援事業（奨学給付金）

低所得世帯における授業料以外の負担軽減を図るため、教科書費、教材費、学用品等に係る経費を扶助します。

・育英事業助成費（高校分）

高校生に対する奨学金を貸与している（公財）秋田県育英会に助成します。

・私立学校授業料軽減補助

低所得世帯等に対し授業料の軽減を実施する学校法人に補助します。

・私立学校入学料軽減補助

低所得世帯等に対し入学料の軽減を実施する学校法人に補助します。

③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

・生活福祉資金貸付事業

低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等について、低利又は無利子の貸付を行います。

・子どものための自立支援資金貸付事業

児童養護施設等に入所中又は退所して進学や就職をした者の円滑な自立を支援するため、家賃及び生活費、就職に必要な資格取得のための経費について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成します。

④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭の子どもに対し、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、貸付による経済的支援を行います。

(7) 地域における学習支援

①地域学校協働活動における学習支援等

- ・放課後子ども教室

地域住民が参画して、放課後に学習活動や体験活動の機会を提供します。

- ・地域学校協働本部

学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣します。

- ・あきたわくわく未来ゼミ

専門的技能をもつ地域住民が教科に関連した学習プログラムを提供する教室を土曜日に実施する「わくわく土曜教室」事業と、放課後や休日に、公民館等で地域の大学生や民間教育事業者などが、主に中学生を対象にICT等を活用した学習支援を実施する「地域未来塾」事業を実施します。

②生活困窮世帯等への学習支援

- ・生活困窮者自立支援事業による学習支援事業

子どもに対する学習支援や、子どもの生活や学習環境、進学等に関して保護者に助言を行います。

重点施策2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援

子どもが健やかに成長するためには、親の妊娠・出産期から継続した良好な環境が不可欠です。しかしながら、貧困の状態にある家庭や子どもにおいては、支援の必要性に気づいていなかったり、気づいていても支援を求めることができなかったりして社会的に孤立してしまい、一層深刻な状況になってしまうことが懸念されます。

このような状況に陥ることのないよう、弁護士等の専門職とも積極的に連携しつつ、保護者及び子どもに対する生活支援に関する相談支援の充実に努め、家庭内の課題の早期発見と適切な支援へのスムーズな連携を図ります。

具体的な取組

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における切れ目のない支援

- ・妊娠・出産への健康づくり支援事業

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的支援を行います。(妊婦歯科健康診査・特定不妊治療・難聴児補聴器購入費への助成、不妊専門相談センターや、女性健康支援センターによる悩み相談等)

- ・子育て世代包括支援センター事業

市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」に助成するとともに、人材育成を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

(2) 保護者の生活支援

①保護者の自立支援

- ・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

法律に関する相談、就業相談、技能習得講習会の実施、就業情報の提供や、養育費に関する相談などの生活支援サービスを提供します。

- ・生活困窮者自立支援事業における家計改善事業

生活困窮世帯等に対してファイナンシャルプランナーを無料で派遣し、家計の改善に向けた相談支援を実施します。

- ・母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭において一時的に介護・保育等のサービスが必要な世帯、もしくは生活環境が激変し日常生活に特に大きな障害が生じている世帯に対して、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護・保育等の支援を行います。

②保育等の確保

- ・地域子ども・子育て支援事業

様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブなどの市町村の取組を支援します。

- ・すこやか子育て支援事業

一定の所得制限のもとで、保育料等を助成するほか、未就学児を養育する多子世帯に対して、一時預かり等の利用料を助成します。

- ・すこやか療育支援事業

一定の所得制限のもと、未就学障害児の通所支援に係る保護者負担を助成します。

③保護者の負担軽減

- ・児童福祉施設や里親家庭での一時的子ども預り支援

児童福祉施設や里親家庭に一時的に子どもを預かることで保護者の生活の安定を図り、その後の良好な親子関係に結びつけるための支援を実施します。

④母子生活支援施設の活用

- ・母子生活支援施設への入居による支援

生活に困難を抱える母子家庭の母と子に対し、入居により保護するとともに生活支援を行い、退所した世帯についても相談等の援助を行います。

(3) 子どもの生活支援

①社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- ・家庭養護推進体制整備事業
里親支援を専門的に行う職員の配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行います。
- ・生活困窮者自立支援事業による学習支援事業【再掲】
子どもに対する学習支援や、子どもの生活や学習環境、進学等に関して保護者に助言を行います。

②食育の推進に関する支援

- ・食の国あきた推進事業
第4期秋田県食育推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、子どもの食育の推進に関する支援などの取組について、食育に携わる関係者間で協議・連携します。

（4）子どもの就労支援

①ひとり親家庭の子どもや高校中退者等への就労支援

- ・キャリア応援事業
あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供します。
- ・地域若者サポートステーション事業
地域若者サポートステーションにおいて、キャリア・カウンセラーによる専門相談や各種就職支援プログラムを国と連携を図りながら実施することで、ニート等社会職業的自立に困難を有する若者の就労を支援します。
- ・身元保証人確保対策事業
児童養護施設等を退所する子ども等が、就職やアパート等の賃貸契約の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担します。

②定時制高校に通学する子どもの支援

- ・定通教育補助事業
定時制課程又は通信制課程に在学し、就労している生徒等に対して教科書給与等を行います。
- ・高等学校定時制課程夜食費補助
夜間定時制課程高等学校に在学する生徒のうち、有職者等に対して給食（夜食）費の一部を補助し、勤労青少年の就学を支援します。

（5）住宅に関する支援

- ・生活困窮者自立支援事業

住居を失った、又は失うおそれのある離職者に、就職活動を安心して行うことができるよう住居確保給付金を支給（有期）し、就労を支援します。

- ・ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

ひとり親家庭等の福祉を増進するため、それらの家庭の住宅の整備について融資を行う市町村に、資金の貸付を行います。

（6）児童養護施設退所者等に関する支援

- ・身元保証人確保対策事業【再掲】

児童養護施設等を退所する子ども等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担します。

- ・子どものための自立支援資金貸付事業【再掲】

児童養護施設等に入所中又は退所して進学や就職をした者の円滑な自立を支援するため、家賃及び生活費、就職に必要な資格取得のための経費について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成します。

（7）支援体制の強化

①社会的養育の体制整備

- ・家庭養護推進体制整備事業【再掲】

里親支援を専門的に行う職員の配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行います。

②相談職員の資質向上

- ・母子家庭等就業自立支援事業

母子・父子自立支援員等の研修を実施し、ひとり親からの相談にあたる職員の資質向上を図ります。

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

子育て世帯の生活の経済基盤となる保護者の就労支援は、子どもの貧困対策において重要な要素です。企業等の事業主に対してひとり親家庭の親の積極的な雇用を働きかけるとともに、単に就職の支援のみならず、とりわけ母子世帯に顕著である、非正規雇用やパート雇用などの不安定な雇用環境や、正規雇用であっても低賃金である世帯などに対して、キャリアアップの支援や所得の増大を図り、自らの収入で自立して子育てが行えるよう支援します。

具体的な取組

（1）職業生活の安定と向上のための支援

①所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

・キャリア応援事業【再掲】

あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供するとともに、中高年離職者を含め、求職者セミナーや短期講座を開催します。

・生活困窮者自立支援事業

相談者からの申し込みに基づいて支援プランを作成し、自立に向けた伴走型の支援を行うなど、福祉事務所に支援員を配置し、相談者のアセスメントを実施します。

②親の学び直しの支援

・就業能力向上支援事業

就学前の子どもの保護者であって、子どもを保育するため職業訓練を受講することができない離転職者等を対象に託児サービス付きの職業訓練を実施し、再就職の促進を図ります。

また、各技術専門校の巡回就職支援指導員が訓練実施機関等を巡回し、受講者への求人情報の提供等による就職支援を行います。

・自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親がパソコン検定、簿記等の職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(2) ひとり親に対する就労支援

・高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の親が経済的自立のため資格取得を目的に長期間養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給します。

・子どものための自立支援資金貸付事業【再掲】

ひとり親家庭の親の就職に有利な資格取得による自立の促進を図るため、資格取得のための養成機関の入学準備金及び就職準備金について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成します。

・自立支援教育訓練給付金事業【再掲】

ひとり親家庭の親がパソコン検定、簿記等の職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業【再掲】

ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得のための講習会の実施、求人情報の収集・提供等に至る一貫したサービスを提供します。

重点施策4 経済的支援

経済的支援については、貧困の状況にある世帯に対して直接金銭給付や貸付支援を行うことで、親の健康状態や就労状況にかかわらず、世帯の生活を安定させる観点から重要で

あり、「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」においても、子どもの就学・学習支援と並び高いニーズがある分野となります。

しかしながら、子どもに支援を届ける方法としては現物による給付が直接的であることなども考慮し、金銭の給付及び貸付のみならず様々な支援を組み合わせ、より子どもの貧困対策に効果的なものとし、子育て世帯の経済的な生活基盤の安定化を推進します。

具体的な取組

(1) 生活保護制度や各種手当制度等の着実な実施

・生活保護

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助します。

・児童扶養手当の支給

離婚などにより父親（母親）と生計を同じくしていない児童が養育されているひとり親家庭等に支給します。

・母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭に対して、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもの福祉向上を増進させるために貸付を行います。

・生活福祉資金貸付事業

低所得世帯に対し、低利又は無利子の貸付を行います。

(2) 養育費の確保支援

・養育費確保対策

養育費の取り決めに係る周知・啓発により、養育費の取り決めや支払いに対する当事者意識を高めるとともに、相談体制の充実、養育費確保に関する支援を行い、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を支援します。

重点施策5 ネットワークによる網羅的支援

子どもの貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる関係者だけではなく、社会全体が子どもの貧困についての理解を深めることが欠かせません。前期計画策定時と比較すると、子どもの貧困に対する県民の関心は広がってきましたが、未だに身近な問題として捉えることが難しいという声も根強くあります。

また、県内において子ども食堂等の支援者は少しずつ増加してきましたが、未だ全国と比較すると多いとは言えず、支援内容もそれぞれが個別に行われており、自治体によって子どもが利用できる支援にばらつきがある状況です。

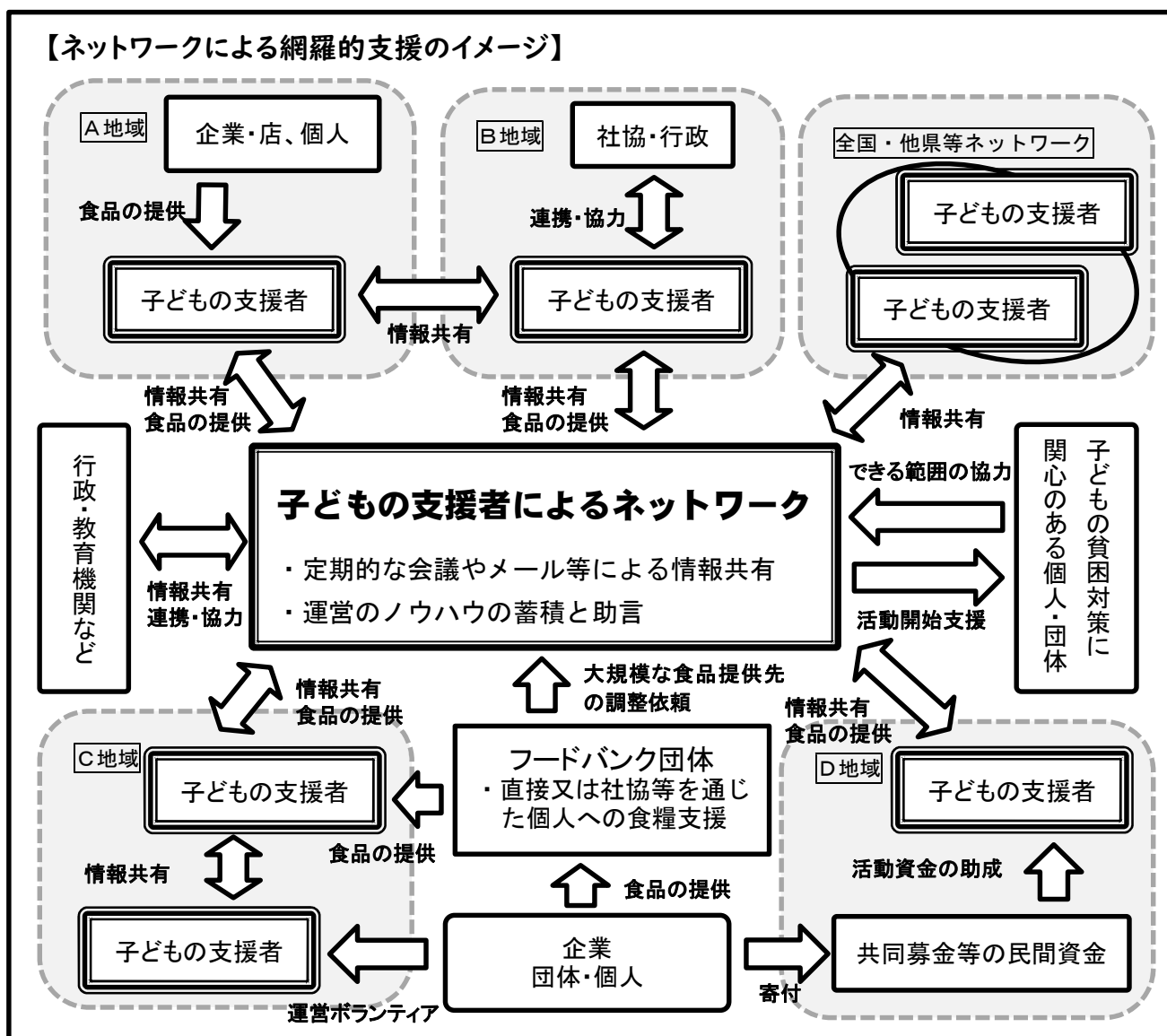
こうしたことから、子どもの貧困問題に関する県民の更なる理解を促進し、県民全体で困りごとを抱えた子どもや子育て家庭を見守り支える気運を高めるとともに、地域で子どもを支援している民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、それを中核として市町村や関係機関と協働しながら、子ども食堂やフードバンク活動などの子どもに対する支援の全県的な展開を図ります。

具体的な取組

・子どもの未来応援地域力促進事業

地域住民やPTA、民生委員・児童委員等の会議・研修に講師を派遣し、子どもの貧困問題に関する積極的な啓発を行うとともに、子ども食堂やフードバンク活動実施者など、新たな支援者の開拓を図ります。

また、子どもの貧困対策に取り組む団体等によるネットワークの構築を支援し、関心のある住民や団体等に対して、活動の具体化や民間資金などの活用なども含めた安定的運営に向けた助言を行います。



※出典 「認定NPO法人フードバンク関西」子ども食堂ネットワーク図を参考に改変

注:子ども食堂、学習支援、制服リユース等の実施者を「子どもの支援者」と総称しています。

資料編

- ・ 秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱
- ・ 秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿
- ・ 計画策定の経過
- ・ 前期計画（平成28年度～令和2年度）の推進状況（成果と課題等）
- ・ 秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート集計結果

秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条の規定に基づき、「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定するに当たり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひとり親家庭における子育てに関する実態調査に関すること。
- (2) ひとり親家庭における子育てに関する支援ニーズの把握に関すること。
- (3) 子どもの貧困対策推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 3 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、秋田県健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿

所属及び職名	氏 名	備 考
弘前学院大学社会福祉学部 講師	駒ヶ嶺 裕子	学識者
小林・寺沢法律事務所 弁護士	寺沢 修平	秋田弁護士会推薦
特定非営利活動法人 秋田たすけあいネットあゆむ 理事長	保坂 ひろみ	子どもの貧困対策の取組実施者
中央教育事務所 スクールソーシャルワーカー	佐々木 麻衣子	教育庁推薦
秋田市子ども未来部子ども総務課 課長	佐々木 良幸	秋田県市長会推薦
美郷町福祉保健課 課長	齊藤 敦子	秋田県町村会推薦
三種町社会福祉協議会 事務局長	安達 隆	市町村社会福祉協議会連絡協議会 推薦
秋田県民生児童委員協議会 副会長	三浦 喜美子	秋田県民生児童委員協議会推薦
秋田県母子福祉協議会 会長	小林 儀貴	秋田県母子福祉協議会推薦
秋田県児童養護施設協議会 会長	谷口 太郎	秋田県児童養護施設協議会推薦
南福祉事務所 主幹兼班長 査察指導員	松田 千賀子	秋田県福祉事務所

【事務局】

義務教育課
高校教育課
生涯学習課
次世代・女性活躍支援課
地域・家庭福祉課

計画策定の経過

年	月	事 項	内 容
令和2年	6月	策定委員会の設置	・委員11名選出・委嘱
	7月	第1回策定委員会の開催	・計画策定の概要確認 ・策定スケジュールの確認 ・調査の項目及び方法検討
	8月	「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」実施	・母子家庭及び父子家庭
	9月～ 11月	関係者ヒアリングの実施	・児童福祉関係者 ・子ども食堂等実施者
	12月	第2回策定委員会の開催	・調査結果の評価・分析 ・計画素案の検討
	12月	パブリックコメントの実施	
令和3年	3月	第3回策定委員会開催 計画の決定	・計画最終案の検討・確認

秋田県子どもの貧困対策推進計画（平成28年度～令和2年度）の推進状況（成果と課題等）

(1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を進めるとともに、就学支援制度や奨学金制度による教育費負担の軽減等を推進します。

① 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進

ア 学校教育による学力保障

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・少人数学習推進事業	小・中学校において少人数学習を推進する。 ・30人程度 学級の実施 小学校及び中学校全学年 ・20人程度の少人数授業 小学校3年生～中学校3年生	令和2年度は、小学校の58学級増に対して58人の常勤講師、中学校の93学級増に対し、教諭又は常勤講師を53人、非常勤講師を40人配置した。学校生活の安定化やきめ細かな指導による基礎学力の定着・向上につながっている。	学級増に伴う授業時数増の負担が大きくなり、教員の働き方改革の面で課題となっている。また、小1・2、中1を除く多人数単学級に対しては、現在の人的措置がなされていく状況にあり、手厚い人的措置が望まれる。	市町村教育委員会や学校のニーズに応じた配置が可能となるよう学級増に対する運用の見直しを検討する必要がある。	義務教育課

イ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・スクールカウンセラーの配置	中学校、高校にスクールカウンセラーを配置する。	令和2年度に、公立107中学校に配置を拡大した。チーム学校の一員として、教職員や保護者と信頼関係を築いているスクールカウンセラーが多く、不登校及び不登校傾向の生徒や保護者とのカウンセリングや、教職員へのコンサルテーションを計画的に実施し、生徒指導においてスクールカウンセラーが機能している。(相談回数は、H29:8104回、H30:8769回、R1:8439回)	相対希望者が多数のため、必要なタイミングでのタイムリーな相談ができない場合がある。また、午前中の勤務の場合、生徒がなかなか相談に行きづらい状況にある場合がある。	県公認心理師・臨床心理士協会と一層の連携を図り、資格をもつスクールカウンセラーを確保する必要がある。また、現在の配置を維持しつつ、学校のニーズに合わせた配置時数を検討する必要がある。	義務教育課 高校教育課
・心の教室相談員の配置	スクールカウンセラー未配置中学校に地域人材を相談員として配置する。	心の教室相談員と面談し、悩みが軽減され、元気に活動できるようになるなど、教師とは違った立場の相談員がいることで、児童生徒が不満や不安な気持ちを気軽に話すことができた。	勤務時間の関係でタイムリーな相談が難しい場合があった。	平成29年度で事業が終了したため、削除する。	義務教育課
・広域カウンセラーの配置	スクールカウンセラー等未配置校及び緊急事業発生時に対応するため教育事務所及び義務教育課にカウンセラーを配置する。	スクールカウンセラー未配置校が同一のカウンセラーを継続して活用するケースや学年集会、学校保健委員会等で講話等を行うケース等、学校への周知が進み、小学校を中心に積極的な活用が図られるようになった。(相談回数は、H29:904回、R30:903回、R1:1206回)	令和2年度から小学校を対象にしたところ、学校数の多い地区では、時数が足りず、活用を制限しなければならなかった。	学校数が多い地区の配置時数の増加を検討し、事業を拡充したい。	義務教育課
・スクールソーシャルワーカーの配置	教育事務所、総合教育センター及び秋田明德館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	有資格者と教職経験者のペア配置により、幅広いケースに対応できしており、多様で複雑な家庭環境を背景とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが新たな視点から学校と保護者の間をつなぐ役割を果たすことにより、状況が好転しているケースが見られた。また、生徒指導推進会議や校長会・教頭会等で周知した結果、どのようなケースでスクールソーシャルワーカーを活用すればよいかについて、学校の理解が広がってきている。(相談回数は、H29:1411回、H30:1437回、R1:2469回)	生徒指導上の諸問題に対する未然防止に向けた取組について、スクールカウンセラーと一層連携した対応を検討していく必要がある。また、ネット依存や発達障害と関連した不登校の相談が増えていることにより、スクールソーシャルワーカーと対応に苦慮するケースもあり、力量を高めるための研修の場を確保することが求められる。	虐待や貧困等、様々な事案に対して、スクールソーシャルワーカーへのニーズが高まってきていることから、配置時数又は人員の増加を検討し、事業を拡充したい。	義務教育課

・すこやか電話の設置による相談受付	教育事務所・出張所、総合教育センターにフリーダイヤル「すこやか電話」を設置し相談事業を行う。	多様な悩みを抱えた児童生徒や保護者の相談に応じ、関係各課や関係機関と連携しながら即時対応することができた。(相談回数は、H29:134回、H30:166回、R1:159回)	ナンバーディスプレイ対応、電話への変更やスマートフォン等から通話できる設定の変更等、効果的な相談活動を実施するために、改善しなければならぬ点が多い。	児童生徒がコミュニケーションの手段としても検討し、事業を拡充したい。	義務教育課
-------------------	------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------	-------

ウ 高等学校等における就学継続のための支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業	高校等中退者が再入学して学び直す場合、高等学校等の授業料に充てるため保護者の収入に応じて支給する就学支援費相当額を、卒業するまで(最長2年間)支給する。	毎年20人から30人程度の実績があり、中退者が学び直す際に支援していると言える。	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課 高校教育課
・高校生学校生活サポート事業	学習支援サポーターを配置し、特別な教育支援を必要とする生徒の学習や生活上の困難を改善する。	県立高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒が、より豊かな高校生活を送るため、県内6校に学習サポーターを配置している。配置校では学習サポーターが十分な役割を果たしており、校内支援体制の充実が図られている。	支援を必要とする生徒の増加や多様化により、今後学習サポーターをどのように配置していくかが課題である。	学習サポーター配置校の取組の成果を共有し、高等学校における特別支援体制を充実させていく必要がある。	高校教育課

② 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児教育の無償化等

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・子どものための教育・保育給付支援事業	子ども、子育て支援新制度の施設型給付費、地域型保育給付費等に係る市町村の支弁費用を一部負担する。	・令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度がスタートし、「3～5歳の全ての子ども」と「0～2歳の住民税非課税世帯の子ども」の保育料等が無償化となった。 ・民間保育士等を対象に最大7%の賃金改善に加え、技能・経験に応じ5千円～4万円を加算する処遇改善を実施している。	施設の定員が一杯等により保育所等に入所できない、無償化の恩恵を受けられない待機児童が今後出てきた場合、無償化の対象子どもとの不公平感があるためその解消。	今後も幼児教育・保育の無償化制度の継続、民間保育士等を対象とした賃金等の処遇改善に努める必要がある。当計画に引き続き盛り込むべきと考える。	幼児推進課
・地域子ども・子育て支援事業	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、延長保育、一時預かりなどの市町村の取組を支援する。	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している事業であるが、国と県がそれぞれ1/3ずつ費用を負担している。各事業とも実施施設数は年々増加している。	特になし。	保護者の多様な働き方や生活環境により、様々な保育ニーズが発生しており、今後も必要に応じて必要な保育サービスが利用できるよう本事業を継続していく必要がある。本計画に盛り込むこととしたい。	幼児推進課
・私立幼稚園運営費補助金	幼児教育の振興を図るとともに、保護者等の経済的負担を軽減するため、経常的経費、特別支援教育経費等の一部を補助する。	就学前教育・保育に対する様々な保護者ニーズが高まる中、幼稚園等の運営の継続性や保護者負担軽減に大きな役割を果たしていると考えられる。	少子化が進み、園児数が減少傾向にある。幼稚園等の経営を取り巻く環境に関しては厳しくなってきた。	私立幼稚園の園児の保護者ニーズが多様化する中、設置者の独自性を活かした教育が求められており、その取り組みを支援するためにも、本事業は引き続き継続していく必要がある。	幼児推進課
・認定こども園拡充事業	認定こども園を旨とする幼稚園・保育所等に対し、教育・保育の質を高める取組を支援する。認定こども園が認定後も質を維持・向上できるように研修の機会を設ける。	認可・認定前に2年間、認可・認定後に1年間、計3年間を基本とし、継続支援を行っている。今年度も20園が本事業を受け、延べ32回の研修予定である。子育て支援機能の充実も含め、認定こども園の質的向上に効果を果たしていると考えられる。	特になし	R3年度においても18園が本事業を受けることを希望している。就学前教育・保育の質的向上が求められている昨今、本事業を継続し、質の向上・維持に努める必要があると考える。	幼児推進課
・認定こども園施設整備事業	新たな教育・保育需要等に対応する認定こども園の設置を促進するため、施設の整備を支援する。	計画当初69施設であった施設数は、令和2年4月現在で104施設まで増加している。施設数とともに入所児童数割合も増加しており、新たな教育・保育需要等に対し一定の効果をもたらしていると考えられる。	特になし	入所児童割合が増加している背景として、保護者のニーズに合致していることが挙げられる。事業の継続により、ニーズにあった施設を充足させる必要がある。	幼児推進課

・私立幼稚園整備補助金	幼児教育の質の向上を図るため、教育環境(遊具・運動用具等)の整備を支援する。	平成28年度から令和元年度までに延べ36園に対して遊具・運動用具の整備を支援した。各園における教育環境の質の向上に寄与していると考えられる。	特になし	幼児期の発達段階に応じた遊具等を設置することは子どもたちの心身の発達に寄与するものであり事業は継続していくが、「教育費負担の軽減」に直接的に結びつくものではない。	幼保推進課
-------------	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------

③ 就学支援の推進

ア 義務教育段階の就学支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・要保護・準要保護児童生徒の就学援助(市町村実施事業)	経済的に就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、市町村が就学に必要な経費を補助する。	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、学用品費等必要な援助を行った市町村に対して、経費の一部を補助した。(国庫補助事業)	特になし。	引き続き実施する。	義務教育課
・スクールソーシャルワーカーの配置	教育事務所、総合教育センター及び秋田明德館高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	有資格者と教職経験者のペア配置により、幅広いケースに対応できおり、多様な家庭環境を背景とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが新たな視点から学校と保護者の間をつなぐ役割を果たすことにより、状況が好転しているケースが見られた。また、生徒指導推進会議や校長会・教頭会等で周知した結果、どのようなケースでスクールソーシャルワーカーを活用すればよいかについて、学校の理解が広がってきている。(相談回数：H29:1411回、H30:1437回、R1:2469回)	生徒指導上の諸問題に対する未然防止に向けた取組について、スクールカウンセラーと一層連携した対応を検討していく必要がある。また、ネット依存や発達障害と関連した不登校の相談が増えていることにより、スクールソーシャルワーカーと連携して対応に苦慮するケースもあり、力量を高めるための研修の場を確保することが求められる。	虐待や貧困等、様々な事案に対して、スクールソーシャルワーカーへのニーズが高まってきていることから、配置時数又は人員の増加を検討し、事業を拡充したい。	義務教育課

イ 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業	高等学校等の授業料に充てるため、保護者の収入に応じて就学支援金を支給する。	国で定める世帯収入の基準に満たない生徒に対して就学支援金を支給した。生徒の支給割合は約9割である。	世帯収入が判定の基準であるため、所得の申告がなされていない家庭があると処理が遅れるが、制度上の大きな問題は無いと思われる。	継続して実施する。	教育庁総務課 高校教育課
・高校生等奨学給付金	低所得世帯における授業料以外の負担軽減を図るため、教科書費、教材費、学用品等に係る経費を扶助する。	給付額の増額、新入生への早期給付、家計急変への対応等支援の幅を拡大してきた。	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課 高校教育課
・育英事業助成費(高校分)	高校生に対する奨学金を貸与している(公財)秋田県育英会に助成する。	世帯収入の増加が見込まれない子育て世帯が未だに多く、教育費の負担軽減に大きな役割を果たしていると考えられる。	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課
・私立学校授業料軽減補助	低所得世帯等に対し授業料の軽減を実施する学校法人に補助する。	令和元年度は5校16,273千円を補助し、学校法人が実施する授業料軽減について支援した。	特になし。	就学支援金の制度拡充により、令和2年度からは留年等により就学支援金等の対象とならない生徒に対する授業料軽減を実施した学校法人に対して補助する。	教育庁総務課

・私立学校入学科軽減補助	低所得世帯等に対し入学科の軽減を実施する学校法人に補助する。	令和元年度は5校19,031千円を補助し、学校法人が実施する入学科軽減について支援した。	特になし。	これまで生活保護世帯のみ全額補助(公立高等学校入学科料を控除した額)としていたが、制度の充実に図り、令和2年度から道府県民税及び市町村民税所得割額の非課税世帯も全額補助の対象とした。	教育庁総務課
④ 大学等進学に対する教育機会の提供					
ア 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・育英事業助成費(大学分)	大学・短大及び専修学校(専門課程)の学生に対する奨学金貸付及び学生寮を運営する(公財)秋田県育英会に助成する。	世帯収入の増加が見込まれない子育て世帯が未だに多く、教育費の負担軽減に大きな役割を果たしていると考えられる。	特になし。	継続して実施する。	教育庁総務課
イ 大学生・専門学生等に対する経済的支援					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉向上を増進させるため貸付を行う。	修学資金等の貸付により、大学等の進学に必要な資金の支援を行った。	支援を必要とするひとり親世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的に引き、引き続き、適正な貸付業務を実施する。	地域・家庭福祉課
・生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に、低利又は無利子の貸付を行う。	貸付事業の実施により、世帯の自立を促進し、安定した生活を営むことが出来るよう支援した。	支援を必要とする低所得世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的に引き、引き続き、適正な貸付を実施する。	地域・家庭福祉課
・子どものための自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し進学した者の円滑な自立を支援するため、家賃と生活費について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成する。	児童養護施設等を退所した児童が進学、就職の際に、家賃や生活費の貸付を実施し、円滑な自立の支援を行った。	児童養護施設等に制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的に引き、引き続き、貸付事業を行う県社会福祉協議会に対して助成を行っていく。	地域・家庭福祉課
ウ 特別支援教育に関する支援					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・特別支援教育就学奨励費	特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ就学のために必要な経費を支弁する。	特別支援学校等に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等就学に必要な経費の一部を負担及び補助した。(国庫負担及び補助事業)	特になし。	引き続き実施する。	特別教育支援課
⑤ 生活困窮世帯等への学習支援					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・放課後子ども教室	地域住民が参画して、放課後に学習活動や体験活動の機会を提供する。	平日の放課後だけでなく、土日や長期休業中にも実施され、子どもの居場所づくりに寄与している。(令和2年度は16市町村で96教室)	放課後児童クラブとの運営の一体化に時間を要する。(令和2年度現在で29教室)	放課後児童クラブとの運営の一体化を推進することで、全ての子どもたちへの安心・安全な居場所と、学習や体験活動の場の提供につながる。	生涯学習課
・学校支援地域本部	学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣する。	各本部において多様な地域学校協働活動が実施されている。(令和2年度は23市町村で87本部)	県立学校における整備には時間を要する。(令和2年度現在で3特別支援学校で4本部)	地域が学校を支える「学校支援地域本部」は、「地域学校協働本部」となり、地域と学校の双方の連携、協働が推進されている。	生涯学習課

・わくわく土曜教室	専門的技能をもつ地域住民が、土曜日に、教科に關連した学習プログラムを提供する。	地域の事情に応じた特色あるプログラムが提供され ている。学習支援にとどまらず、体験学習の実施に取 り組んでいる市町村もある。(令和2年度は8市町村で 34教室)	新しい生活様式を想定した学習プログラ ムの整備に時間を要する。	現在は「地域未来塾」事業と一体となり、「あ きたわくわく未来ゼミ」として実施している。	生涯学習課
・地域未来塾	主に放課後、公民館等で地域の大学生や民間 教育事業者などが、主に中学生を対象にICT 等を活用した学習支援を実施する。	経済的な理由や家庭の事情等で学習が困難な児童 生徒を対象にスタートした事業であるが、現在は城内 の全ての子どもたちの学習機会を保障する取組となっ ている。(令和2年度は7市町村で8箇所)	県が実施している高校生を対象とした取 組は参加率が低い。	現在は「わくわく土曜教室」事業と一体とな り、「あきたわくわく未来ゼミ」として実施して いる。	生涯学習課
・生活困窮者自立支 援事業 (福祉事務所設置自 治体)	子どもに対する学習支援や子どもの学習環境・ 進学に關して保護者に助言等を行う。	計画策定時は2市のみであったが、現在は6市12町 村で実施している。	町村部では対象となる児童数が小規模 であるため集合型での実施が難しい箇所 がある。また、家庭教師の派遣による訪 問型についても、全県の町村域を広くカ バーすることに課題がある。	学習支援に対するニーズはアンケート調査 でも高いため、ICTの活用なども視野に入 れながら、「あきたわくわく未来ゼミ」事業と 連携して、子どもの学習環境の担保を行う。	地域・家庭福 祉課

(2) 生活の支援

貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることがないよう、保護者及びその子どもに対する生活支援に関する相談事業や、生活困窮者自立支援事業等の充実を図ります。

① 保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・ひとり親家庭就業・ 自立支援センター事 業	就業相談、技能習得講習会の実施、就業情報 の提供や、養育費に關する相談などの生活支 援サービスを提供する。	就業支援講習会(介護、調理、パソコン、経理)の実 施、ハローワークと連携した求人情報の提供、弁護士 による無料相談の実施により、生活支援を行った。	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭就 業・自立支援センターの事業を周知する 必要がある。	講習会や相談体制の充実を図り、引き続 き、ひとり親家庭の支援を推進する。	地域・家庭福 祉課
・母子家庭等日常生 活支援事業	ひとり親家庭において一時的に介護・保育等の サービスが必要な世帯、もしくは生活環境が激 変し日常生活に特に大きな障害が生じている世 帯に、家庭生活支援員を派遣し必要な介護・保 育等を行わせる。	5市で事業を実施した。病気等により家事、育児の サービスを必要とする世帯に対して、家庭支援員を 派遣し日常生活の支援を行った。	事業の周知を図るとともに、未実施の市 町村に対して事業の実施を働きかけてい く必要がある。	制度に關する情報提供を積極的にを行い、引 き続き、適正な支援を実施する。	地域・家庭福 祉課

イ 保育等の確保

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・地域子ども・子育て 支援事業	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育、 延長保育、一時預かり、放課後児童クラブなど の市町村の取組を支援する。	市町村における子ども・子育て支援に係る各種事業 が着実に推進されるよう、子ども・子育て支援交付金 (国1/3、県1/3、市町村1/3)を活用した事業の実 施を助言・指導するとともに、実施市町村には事業に 要する経費に対して助成した。	市町村によっては、人員配置等の要件があ げられていることにより、実施が難しい事業があ る。	子ども・子育て支援交付金を活用した事業 の実施を働きかけながら、今後も引き続き事 業を実施していく。 保護者の多様な働き方や生活環境により、 様々な保育ニーズが発生しており、今後も 必要ときに必要な保育サービスが利用で きるよう本事業を継続していく必要がある。 本計画に盛り込むこととしたい。	幼保推進課 次世代・女性 活躍支援課

・すこやか子育て支援事業	一定の所得制限の下で、保育料を助成するほか、未就学児を養育する多子世帯に対して、一時預かり等の利用料を助成する。	保育料の助成について、平成28年度から第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の全額助成を開始し、平成30年度には全額助成の対象を新たに生まれた第2子以降まで拡大するとともに、多子世帯に係る所得制限を一部緩和。また、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の国制度の見直しを踏まえ、令和元年10月から新たに副食費に対する助成を開始し、支援の拡充を図ってきた。	子育て家庭への経済的支援としては全国トップレベルの取組でありながら、県民意識調査の結果では、県民にその実感が伴っていない。	全国トップレベルの経済的支援施策であり、県民への周知に努めながら、今後も引き続き事業を実施していく。	次世代・女性活躍支援課
・すこやか療育支援事業	一定の所得制限の下、未就学障害児の通所支援に係る保護者負担を助成する。	令和元年度は21市町村へ助成を行い、409人の保護者の負担軽減を行った。	子育て支援に関する全国的な動向も注視しつつ、制度の改善に努める。	国においても累次に各種負担軽減対策を行っているため、事業規模は縮小してきているもの、まだ多くの市町村で利用されており、保護者負担の軽減のため、継続していく必要がある。	障害福祉課
ウ 母子生活支援施設等の活用					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・母子生活支援施設入所費	母子家庭の母と子を入所させて保護するとともに生活支援し、退所した者については相談等の援助を行う。	福祉事務所等の窓口で相談に応じ、令和元年度末時点で、99世帯の方が入所している。	住民に対して、相談窓口の周知を行っていく必要がある。	引き続き相談窓口の周知を行い、対象家庭に対して相談の受付や、適切な生活支援等を行う。	地域・家庭福祉課
② 子どもの生活支援					
ア 児童養護施設等の退所児童等の支援					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、保証人の確保を容易にし、自立の促進につなげるため、施設長等が保証人となりその保証料を負担する。	R2年度は、施設退所児童に対して、住宅賃借時の身元保証4人、入学時の身元保証2人、就学時の身元保証1人の確保を行った。	児童養護施設等に制度の活用を更に周知する必要がある。	制度に関する周知を徹底し、引き続き施設退所児童の身元保証人確保を行い、自立の促進につなげていく。	雇用労働政策課
・子どものための自立支援資金貸付事業	児童養護施設等に入所中又は退所し就職した者の円滑な自立を支援するため、家賃及び就職に必要な資格取得のための経費について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成する。	児童養護施設等を退所した児童が進学、就職する際に、家賃や生活費の貸付を実施し、円滑な自立の支援を行った。	児童養護施設等に制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、貸付事業を行う県社会福祉協議会に対して助成を行っていく。	地域・家庭福祉課
イ 食育の推進に関する支援					
事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
食の国あきた推進事業	第3期秋田県食育推進計画(計画期間H28～R2)に基づき、食育に携わる関係者が、連携して食育の取組を推進する。	第3期秋田県食育推進計画に基づき、関係者で食育に関する取組や活動事例、課題を情報共有し、食育の取組を推進した。 子どもの食育の推進に関する支援について、家庭での共食の状況や朝食の摂取率は、高い割合を維持している。 ○1日1回家族みんなで食事をする割合(目標値97.1%) ○朝食の摂取率(小学5・6年生)(目標値96.0%) 実績値88.9%(R1)	共食による食事を通してコミュニケーションは、食育を推進する上で重要であることから、家庭で継続して取り組むとともに、地域においても共食の機会を提供する必要がある。 また、朝食の摂取率は、高い割合を維持しているものの横ばいまたは減少傾向にあり、家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境が課題となっている。	令和3年3月策定予定の第4期秋田県食育推進計画を踏まえて、ひとり親世帯等への共食の機会提供や子どもの望ましい食習慣の形成に向けて、引き続き食育の取組を推進する。	健康づくり推進課

③ 子どもの就労支援

ア ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供する。	【令和元年度実績】 ○個別コンサルティング利用者延べ 5,541人 ・就職者836人 ・個別コンサルティング利用者の年齢割合 15～17歳以下 0.3% 18～24歳以下 20.4% 25～34歳以下 26.8% 35～44歳以下 27.6% 45歳以上 24.9% ○キャリアコンサルティングによる就職支援セミナー実施状況 235回/参加者延べ 4,451人 ○メール相談の実施 19人 ○ジョブクラブ(グループワーク)開催30回参加者延べ67人 ○職場定着セミナーの開催 6回 参加者182人	○北部サテライト、中央、南部サテライトの3箇所で開催しているが、立地の関係から支援者(福祉の関係者等)が付き添わないと継続した就労支援を受けることが困難な者もいる。	○厚生労働省の事業と連動している事業でもあるため、引き続きハローワーク等関係機関と連携して、利用者支援を継続する。	雇用労働政策課
・身元保証人確保対策事業	児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等の賃借契約の際に、施設長等が保証人となりその保証料を負担する。	R2年度は、施設退所児童に対して、住宅賃借時の身元保証4人、入学時の身元保証2人、就学時の身元保証1人の確保を行った。	児童養護施設等に制度の活用を更に周知する必要がある。	制度に関する周知を徹底し、引き続き施設退所児童の身元保証人確保を行い、自立の促進につなげていく。	地域・家庭福祉課

イ 親の支援のない子ども等への就労支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供する。	【令和元年度実績】 ○個別コンサルティング利用者延べ 5,541人 ・就職者836人 ・個別コンサルティング利用者の年齢割合 15～17歳以下 0.3% 18～24歳以下 20.4% 25～34歳以下 26.8% 35～44歳以下 27.6% 45歳以上 24.9% ○キャリアコンサルティングによる就職支援セミナー実施状況 235回/参加者延べ 4,451人 ○メール相談の実施 19人 ○ジョブクラブ(グループワーク)開催30回参加者延べ67人 ○職場定着セミナーの開催 6回 参加者182人	○北部サテライト、中央、南部サテライトの3箇所で開催しているが、立地の関係から支援者(福祉の関係者等)が付き添わないと継続した就労支援を受けることが困難な者もいる。	○厚生労働省の事業と連動している事業でもあるため、引き続きハローワーク等関係機関と連携して、利用者支援を継続する。	雇用労働政策課

ウ 定時制高校に通学する子どもの支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・通教育補助事業	定時制課程又は通信制課程の生徒に、教科書給与等を行う。	定時制課程又は通信制課程に在学し、就労している生徒に対して教科書代の給与を行っている。成果として昨年度は申請者のうち要件を満たした約3割が教科書給与を受給した。	特になし。	引き続き実施する。	高校教育課
・高等学校定時制課程夜食費補助	夜間定時制課程高等学校に在学する生徒のうち、有職者等に対して給食(夜食)費の一部を補助し、勤労青少年の就学を支援する。	県内3校の定時制が対象となっている。成果として昨年度は、給食実施人数の約27%の学生に補助している。今年度は、約45%で補助学生は増加傾向にある。	特になし。	引き続き実施する。	保健体育課

工 高校中退者への就労支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対して個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供する。	【令和元年度実績】 ○個別コンサルティング利用者延べ 5,541人 ・就職者836人 ・個別コンサルティング利用者の年齢割合 15～17歳以下 0.3% 18～24歳以下 20.4% 25～34歳以下 26.8% 35～44歳以下 27.6% 45歳以上 24.9% ○キャリアコンサルティングによる就職支援セミナー実施状況 235回/参加者延べ 4,451人 ○メール相談の実施 19人 ○ジョブクラブ(グループワーク)開催30回参加者延べ67人 ○職場定着セミナーの開催 6回 参加者182人	○北部サテライト、中央、南部サテライトの3箇所を実施しているが、立地の関係から支援者(福祉の関係者等)が付き添わないと継続した就労支援を受けることが困難な者もいる。	○厚生労働省の事業と運動している事業でもあるため、引き続きハローワーク等関係機関と連携して、利用者支援を継続する。	雇用労働政策課

オ ニート等職業的自立に困難を抱える若者への就労支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・地域若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションにおいて、キャリア・カウンセラーによる専門相談や各種就職支援プログラムを国と連携を図りながら実施することと、ニート等社会職業的自立に困難を抱える若者の就労を支援する。	・あきた若者サポートステーションにおいて、秋田県南若者サポートステーションよこでや、県内各地に設置された「若者の居場所」も連携しつつ、社会的自立に困難を有する若者に対し、ジョブトレニングやスキルアップなどを実施した結果、平成28～令和元年度において456人が就職等の進路決定に結びついた。	相談等のあった若者には適切に支援できているが、潜在的に支援を必要とする若者が相当数いることから、そうした若者といかにしてつながるかが課題である。	あきた若者サポートステーションのPRを図りながら、今後も引き続き事業を実施していく。	次世代・女性活躍支援課

④ 支援する人員の確保等

ア 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・家庭養護推進体制整備事業	里親支援を専門的に行う職員への配置、里親支援機関と連携した事業の実施等を行う。	里親の開拓から、児童とのマッチング、委託開始後の里親家庭の支援まで一貫して行うため、里親支援コーディネーターを中央児童相談所に配置した。さらに、令和2年度からは、秋田赤十字乳児院に対し里親養育包括支援事業を業務委託して取組を強化している。	里親委託を推進すると同時に、委託開始後の不調が生じないよう、きめ細かにサポートを継続する必要がある。	児童相談所、秋田赤十字乳児院、児童養護施設が連携し、里親家庭への家庭訪問を通じてサポートしていく。	地域・家庭福祉課

イ 相談職員の資質向上

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・母子家庭等就業・自立支援事業	母子・父子自立支援員等の研修を実施する。	年2回母子自立支援員等に対して研修会等を実施し、支援員の資質の向上に取り組んだ。	ひとり親家庭からの相談内容に応じて、研修内容を工夫し、母子自立支援員の能力向上に取り組む。	引き続き研修を実施し、母子父子自立支援員等の資質向上に取り組み、ひとりの親家庭に適切な支援を行っていく。	地域・家庭福祉課

⑤ その他の生活支援

ア 妊娠期からの切れ目ない支援等

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・妊娠・出産への健康づくり支援事業	安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的支援を行う。(妊婦歯科健康診査・特定・不妊治療・難聴児補聴器購入費への助成、不妊専門相談センターや、女性健康支援センターによる悩み相談等)	・妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を助成する。昨年度は、妊婦歯科健康診査受診券の受交付者数4,872人に対し、延受診者数は2,560人だった。 ・特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を受けたご夫婦を対象に治療費を助成する。昨年度は260組のご夫婦、455件に対して助成した。 ・中軽度の障害のある児童が補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を助成する。昨年度は、40人、補聴器73個の購入に対し助成した。 ・「ここからからだの相談室」にて思春期から更年期までの女性の健康や、妊娠、不妊、不妊に関する悩みについて、医師などによる相談に対応する。昨年度は232件の相談に対応した。	・新生児聴覚検査事業については、医療機関と連携を図りながら検査の普及啓発を行い、全新生児が検査を行えるよう支援する。 ・仕事と不妊治療の両立が難しく、退職や不妊治療を中断する場がある。 ・結婚・出産の年齢上昇に伴う不妊治療件数の増加により、専門的な相談ニーズが高まっている。	・妊娠期からの歯と口腔の保健を推進することにより、安心して妊娠・出産ができる環境を整備する。 ・障害の早期発見・治療(療育)のため、引き続き新生児聴覚検査に関する普及啓発や言語聴覚士の派遣を行う。 ・身体障害者手帳の対象とならない程度の聴覚障害を持つ児童の言語の習得やコミュニケーション力の向上を図るため、補聴器購入または修理費用の一部を助成する。 ・引き続き共働き夫婦や幅広い世代の女性が相談しやすいよう、メール相談等の体制を維持する。	保健・疾病対策課
・子育て世代包括支援センター事業	市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」に助成するとともに、人材育成を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	・子ども・子育て支援交付金(国1/3、県1/3、市町村1/3)を活用した事業の実施を助言・指導するとともに、実施市町村には事業に要する経費に対して助成した。その結果、事業を実施する市町村は年々増加している。 ・利用者支援事業(母子保健型)実施市町村数 > H29年度 3市 H30年度 7市町 R1年度 10市町	・利用者支援事業(母子保健型)の実施にあたっては包括的な相談業務に対応できる職員の配置が要件となっているが、市町村によっては対応できる職員の育成が進まず事業を実施できないところがある。	・利用者支援事業を含めた子ども・子育て支援に係る人材育成を進めるため、子育て支援員研修や母子保健コーディネーター養成研修を引き続き実施するとともに、市町村に対して各種事業の実施を強く働きかけていく。	次世代・女性活躍支援課

イ 住宅支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・生活困窮者自立支援事業	住居を失った、又は失うおそれのある離職者に、就職活動を安心して行うことができるよう住居確保給付金を支給(有期)し、就労を支援する。	離職等により住居を喪失するの恐れのある生活困窮者等に住居確保給付金を支給した。	R2年度より対象者要件が緩和されており、引き続き、制度の周知を図る必要がある。	制度周知を図り、引き続き就職活動を安心して行うことが出来るよう住居確保給付金を支給し、就労支援を行う。	地域・家庭福祉課
・ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉を増進するため、それらの家庭の住宅の整備について融資を行う市町村に、資金を貸し付ける。	市町村において、住宅の補修や改築に必要な資金の貸付を行い、住宅整備の支援を行った。	ひとり親家庭に対して、制度の周知を図る必要がある。	制度に関する情報提供を積極的に引き、引き続き、適正な貸付業務を実施する。	地域・家庭福祉課

(3) 保護者に対する就労の支援

ひとり親世帯、特に母子世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を充実し、収入の増加と生活の安定を図ります。親の就労支援、学び直し、就労機会の確保

ア 親の就労支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供するとともに、中高年離職者を含め、求職者セミナーや短期講座を開催する。	【令和元年度実績】 ○個別コンサルティング利用者延べ 5,541人 ・就職者836人 ・個別コンサルティング利用者の年齢割合 15～17歳以下 0.3% 18～24歳以下 20.4% 25～34歳以下 26.8% 35～44歳以下 27.6% 45歳以上 24.9% ○キャリアコンサルティングによる就職支援セミナー実施状況 235回/参加者延べ 4,451人 ○メール相談の実施 19人 ○ジョブクラブ(グループワーク)開催30回参加者延べ67人 ○職場定着セミナーの開催 6回 参加者182人	○北部サテライト、中央、南部サテライトの3箇所で実施しているが、立地の関係から支援者(福祉の関係者等)が付き添わないと継続した就労支援を受けることが困難な者もいる。	○厚生労働省の事業と連動している事業でもあるため、引き続きハローワーク等関係機関と連携して、利用者支援を継続する。	雇用労働政策課
・高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母等が経済的自立のため資格取得を目的に長期間養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給する。	県及び市において、資格取得を目指すひとり親に対して給付金を支給を行い、生活の負担の軽減を図り、ひとり親の能力開発の取組みを支援した。	ひとり親家庭に対して、制度の周知を図る。また、未実施の市に対して、事業の実施を働きかける必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、ひとり親の就業に向けた能力開発を支援していく。	地域・家庭福祉課
・生活困窮者自立支援事業	相談者から支援の申し込みがあった場合は、支援プランを作成し、自立に向けた伴走型の支援を行うなど、福祉事務所支援員を配置し、相談者のアセスメントを実施する。	県福祉事務所支援員を配置し、生活に困窮する方の相談に応じ、必要な支援を行った。県広報やホームページ等による周知を図ったほか、町村等関係機関に自立相談支援窓口への情報提供について依頼を行った。	住民への制度周知を図り、潜在化している生活困窮者の掘り起こしに努める必要がある。	制度周知を図り、引き続き生活困窮者への包括的な相談・支援を行う。	地域・家庭福祉課
・子どものための自立支援資金貸付事業	ひとり親家庭の親の就職に有利な資格取得による自立の促進を図るため、資格取得のための養成機関の入学準備金及び就職準備金について返還免除付きの貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し助成する。	資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して、貸付を実施し、円滑な自立の支援を行った。	ひとり親世帯に制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、貸付事業を行う県社会福祉協議会に対して助成を行っている。	地域・家庭福祉課

イ 親の学び直し支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・就業能力向上支援事業	就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することにより児童を保育することができない離職者等を対象に託児サービス付きの職業訓練を実施し、再就職の促進を図る。また、各技術専門校の巡回就職支援指導員が訓練実施機関等を巡回し、受講者への求人情報の提供等による就職支援を行う。	令和元年度、託児サービス付きの職業訓練を17のコースで設定し、4コースで計5名が利用した。 ・巡回就職支援指導員がハローワーク等と連携し、受講者の希望等に応じた求人情報の提供等により、就職支援を行った。	・託児サービス利用者希望者の減少等により、託児施設確保が難しくなっている。 ・介護などの一部業種では、人員不足が深刻な状況が続いており、そうした業種への就職を促進するためにも、よりきめ細かな就職支援を行う必要がある。	・託児サービス付き職業訓練制度の周知を図りながら訓練を実施するなど、今後も訓練を受講しやすい環境整備に努める。 ・引き続き各技術専門校に巡回就職支援指導員を配置し、ハローワークや訓練実施機関等と連携して訓練受講者の早期就職につなげるよう支援を継続する。	雇用労働政策課
・自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母等がパソコン検定、簿記等の職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。	県及び市において、資格取得を目指すひとり親に対して、講座の受講料の一部を支給し、ひとり親の能力開発の取組みを支援した。	ひとり親家庭に対して、制度の周知を図る。また、未実施の市に対して、事業の実施を働きかける必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、ひとり親の就業に向けた能力開発を支援していく。	地域・家庭福祉課

ウ 就労機会の確保

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の母等を対象に、就業に関する相談や技能習得のための講習会の実施、求人情報の収集・提供等に至る一貫したサービスを提供する。	就業支援講習会(介護、調理、パソコン、経理)の実施、ハローワークと連携した求人情報の提供、弁護士による無料相談の実施により、生活支援を行った。	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭就業・自立支援センターの事業を周知する必要がある。	講習会や相談体制の充実を図り、引き続き、ひとり親家庭の支援を推進する。	地域・家庭福祉課

(4) 経済的支援

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えします。

ア 母子父子寡婦福祉資金の貸付など

ア 母子父子寡婦福祉資金等の貸付

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉向上を増進させるため貸付を行う。	貸付事業の実施により、児童の進学、ひとり親家庭の技能取得等を支援した。	支援を必要とするひとり親世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、適正な貸付業務を実施する。	地域・家庭福祉課
・生活福祉資金貸付事業	低所得世帯に、低利又は無利子の貸付を行う。	貸付事業の実施により、世帯の自立を促進し、安定した生活を営むことが出来るよう支援した。	支援を必要とする低所得世帯に対して、制度の活用を周知する必要がある。	制度に関する情報提供を積極的にを行い、引き続き、適正な貸付を実施する。	地域・家庭福祉課

イ 養育費の確保に関する支援

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	養育費の支払いが適切に履行されるよう、養育費に関する相談事業を行う。	弁護士による無料相談を実施し、養育費の支払確保に向けた支援を行った。	養育費の不払い対応においては、法的対応を必要とするものが多く、弁護士による相談対応が重要であることから弁護士相談の充実を図る必要がある。	利用者の増加に対応できるよう相談体制の充実を図る。	地域・家庭福祉課

ウ 児童扶養手当の支給

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・児童扶養手当の支給	離婚などにより父親(母親)と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭(父子家庭)に支給する。	離婚等によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給した。	支援を必要とするひとり親世帯等に対して、制度の活用を周知する必要がある。	引き続き制度に関する情報提供を行い、ひとり親家庭等の支援を推進する。	地域・家庭福祉課

エ 生活保護による扶助

事業名	内容	取組の現状と成果	課題	第2次計画における考え方	担当課
・生活保護	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助する。	最低生活を維持するため、必要な世帯に対し保護を実施した。	保護の実施に漏れがないよう、丁寧な相談活動を行う必要がある。	生活保護を必要とする世帯に対し、引き続き適正な保護を実施する。	地域・家庭福祉課

秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート

集計結果

秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケートの概要

1. 調査目的

秋田県内の母子世帯、父子世帯における子育てに関するニーズと生活実態について把握し、「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定するための資料を得ることを目的として実施します。

2. 調査対象

母子世帯及び父子世帯

3. 調査事項

家族構成、子どもの現在の生活、将来展望、子どもとのコミュニケーションの状況、家庭の経済状況、必要とする支援

4. 調査基準日

令和2年8月1日

5. 調査期間

令和2年8月1日～9月30日

6. 調査方法

市町村の協力により、児童扶養手当現況調査提出時に調査票を配布し、無記名にて料金受取人払い郵便などの方法により回収する。

7. 配布・回収実績

(1) 対象世帯概数（令和元年8月1日現在）

母子世帯 10,251世帯 父子世帯 1,518世帯

(2) 調査票配布世帯数

母子世帯（20%） 2,050世帯 父子世帯（30%） 455世帯

(3) 回収実績

母子世帯 1,234票（回収率60.2%）

父子世帯 172票（回収率37.8%）

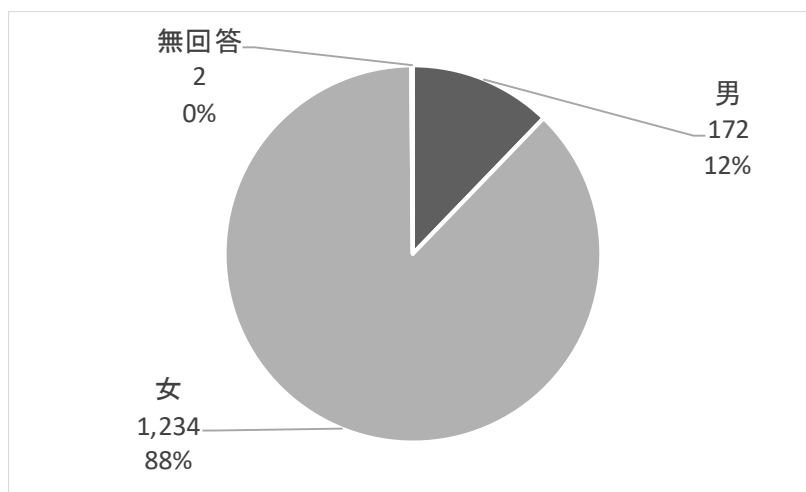
記載なし 2票

合計 1,408票（回収率56.2%）

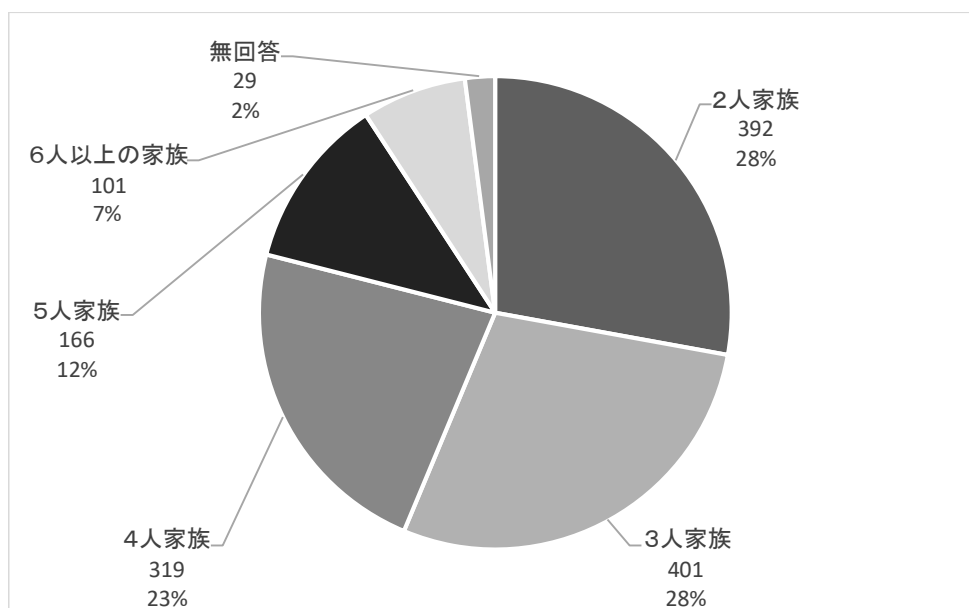
1 家族構成などについて

問1 お住まいの市町村は？ ※集計結果は非公表とする

問2 あなたの性別は？



問3 家族は何人ですか？



家族構成

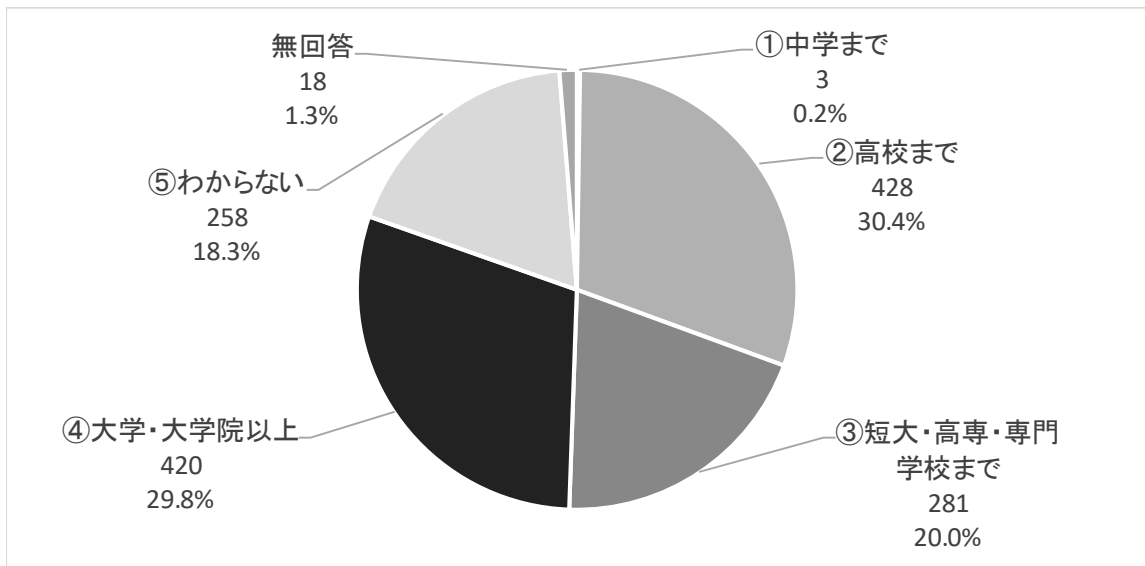
未就学児	内 訳			小学生	中学生
	保育園等	在宅	無回答		
268	241	5	22	646	476

高校生世代	内 訳			
	高校生	専修学校生	中卒就労者	無回答(無職含む)
599	471	7	2	119

大学生等	内 訳				大人
	大学生・短大生	専修学校生	高卒就労者	無回答(無職含む)	
104	34	29	14	27	2672

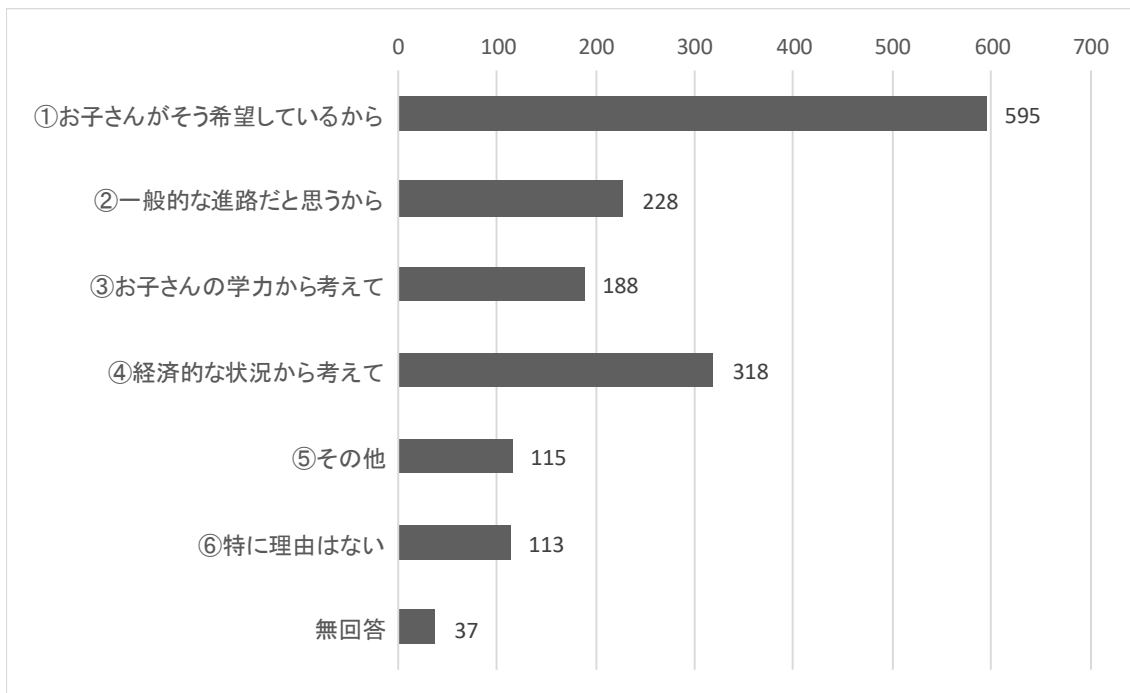
2 お子さんの現在の生活、将来について

問4 お子さんは将来、現実的に見てどこまで進学すると思いますか。(当てはまるもの1つに○)



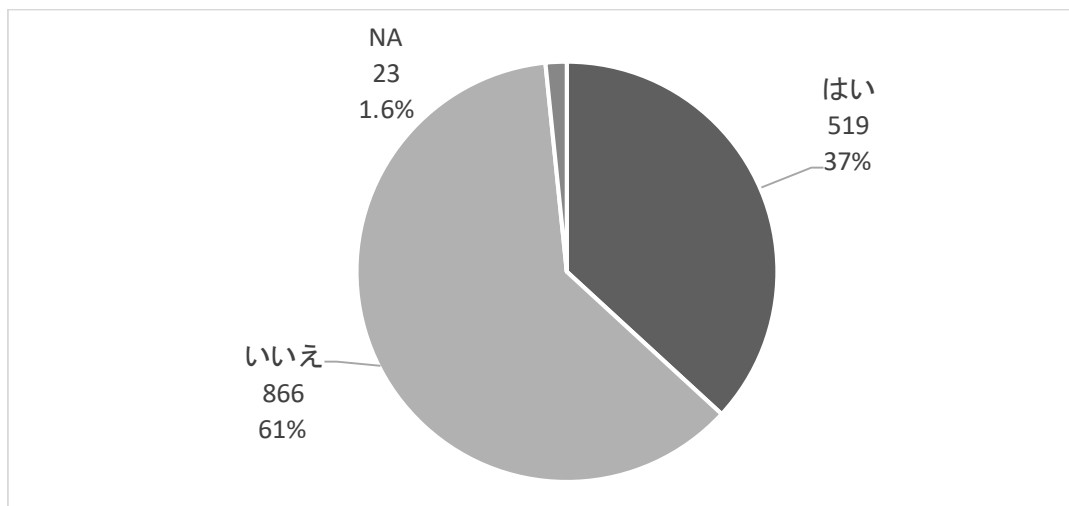
③が最も多く、次いで④が同程度の回答数となっています。

問5 前問のようにお答えになった理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)



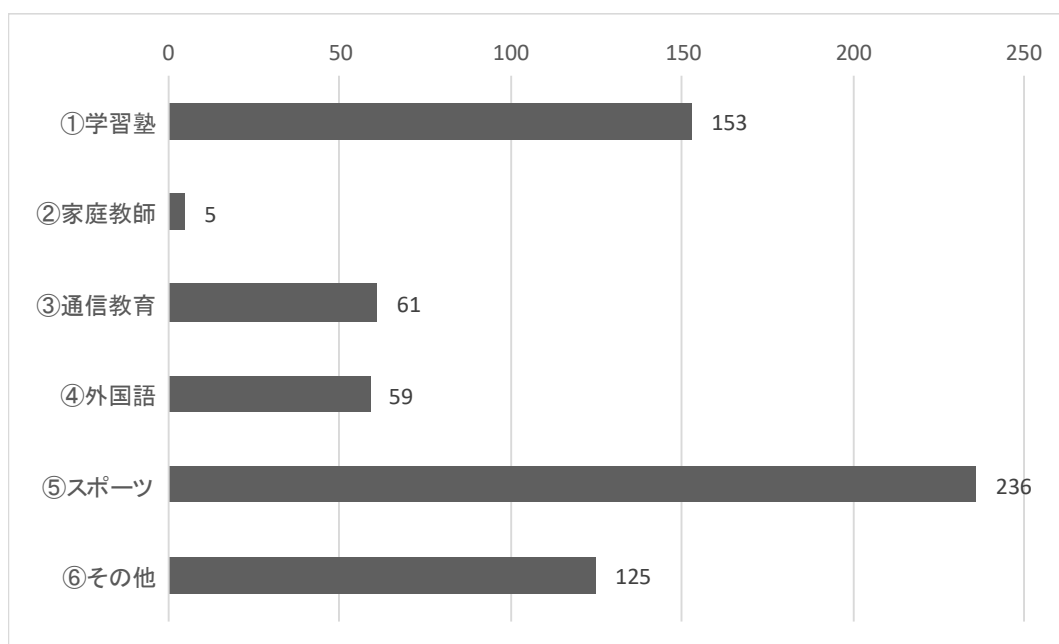
①が最も多く、子ども本人の希望に添っていると回答している一方、④が次いで多くなっており、世帯の経済状況が子どもの進路を決定する大きな要因の一つと考えていることがわかります。

問6 お子さんは習い事等(学習塾を含む)をしていますか。



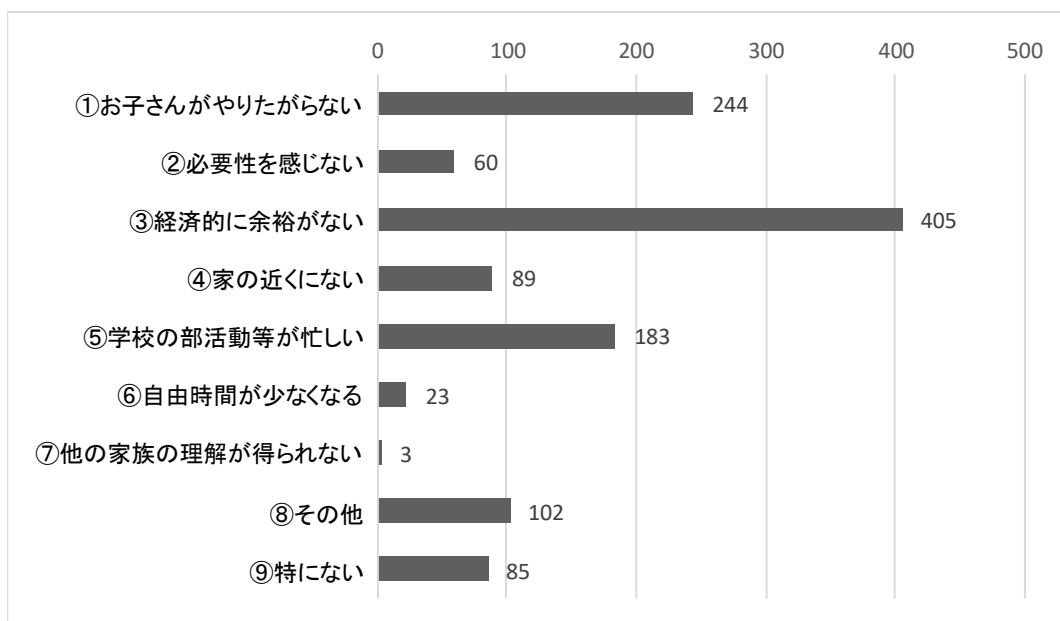
いいえとの回答が6割以上を占めています。

「はい」と答えた方にうかがいます。習い事等の種類は何ですか。(当てはまるもの全てに○)



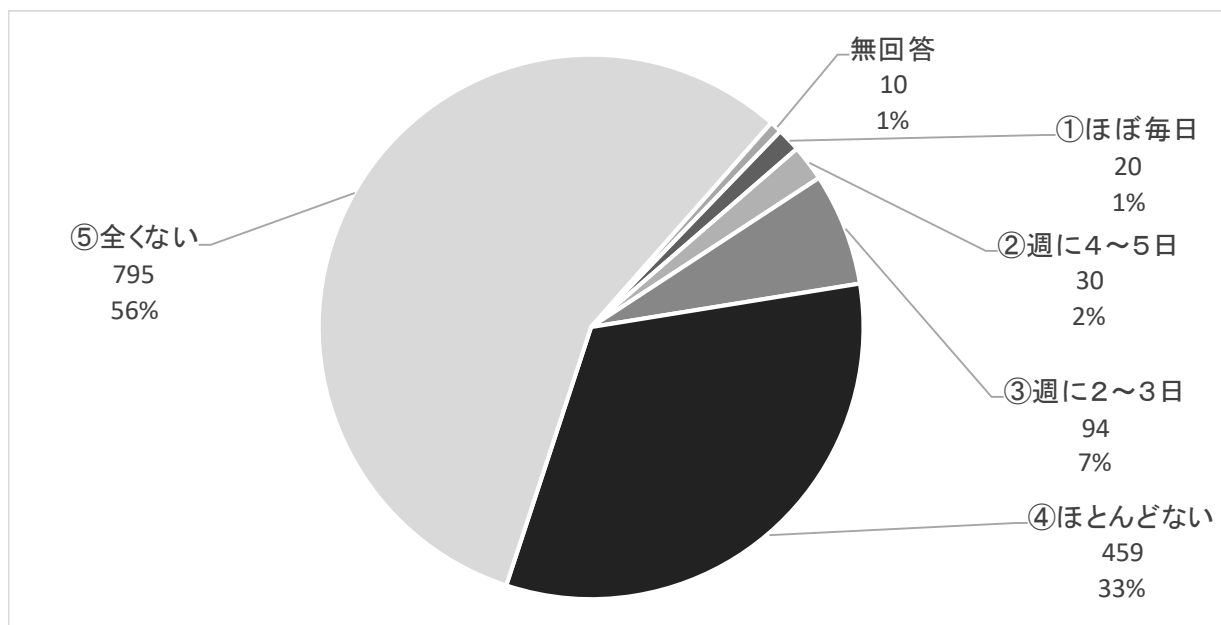
⑤がもっとも多く、次いで①が多くなっています。また、その他の内容では、ピアノ(42件)、書道・習字(42件)、そろばん・珠算(11件)が多くなっています。

「いいえ」と答えた方にうかがいます。習い事等をしていない理由は何ですか。



③がもっとも多く、次いで①が多くなっています。経済的な理由で習い事が希望どおりにできていない世帯が相当数いると考えられます。また、その他として、送迎が困難であるという記述が27件と多く見られました。

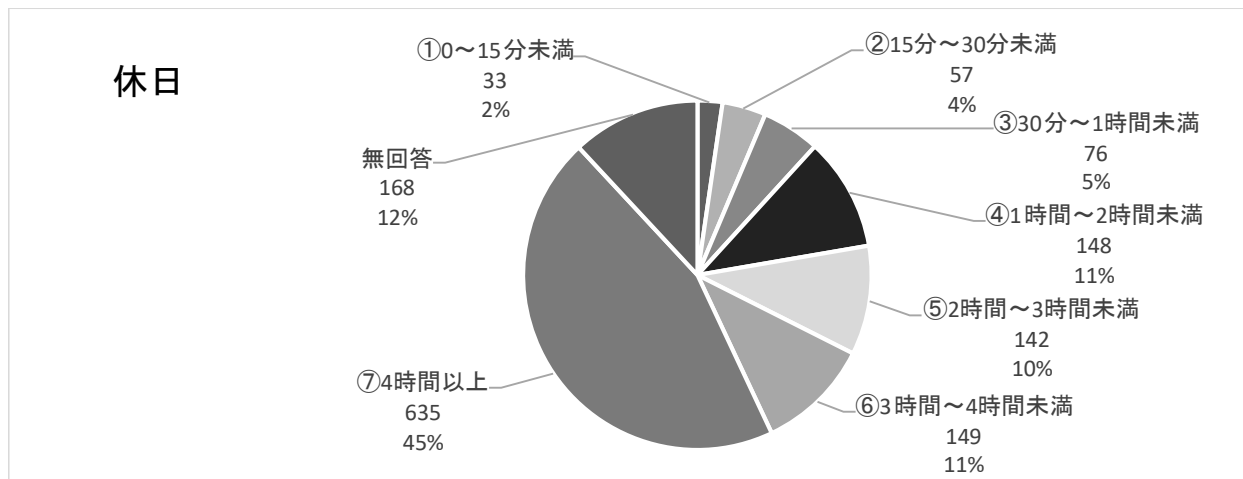
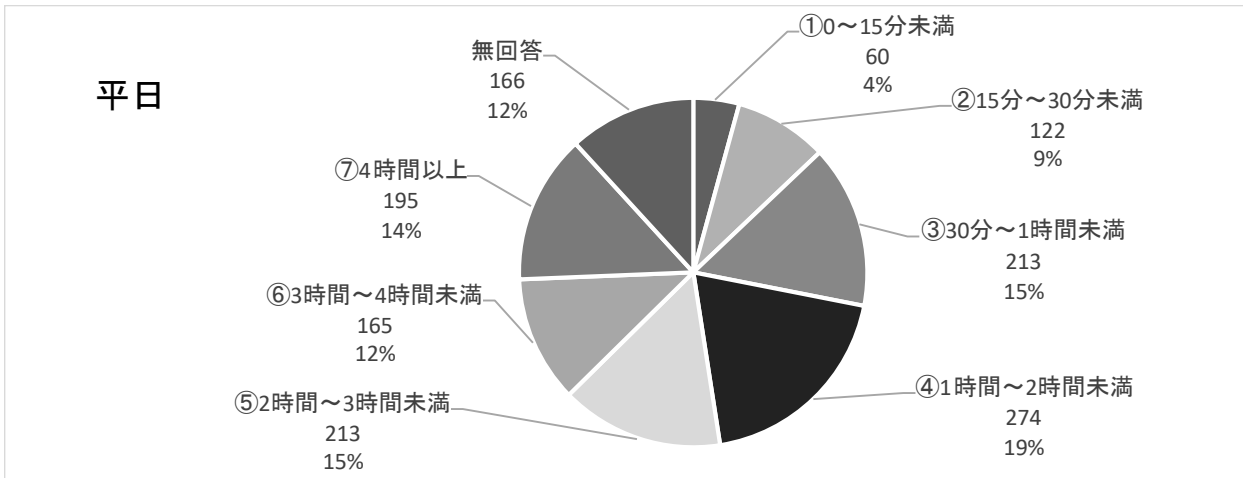
問7 お子さんは、ひとりで晩ごはんを食べることがありますか。(当てはまるもの1つに○)



⑤がもっとも多く、④を合わせて約9割となっています。ただし、割合としては少なくとも孤食の状況にある子どもの存在が懸念されます。

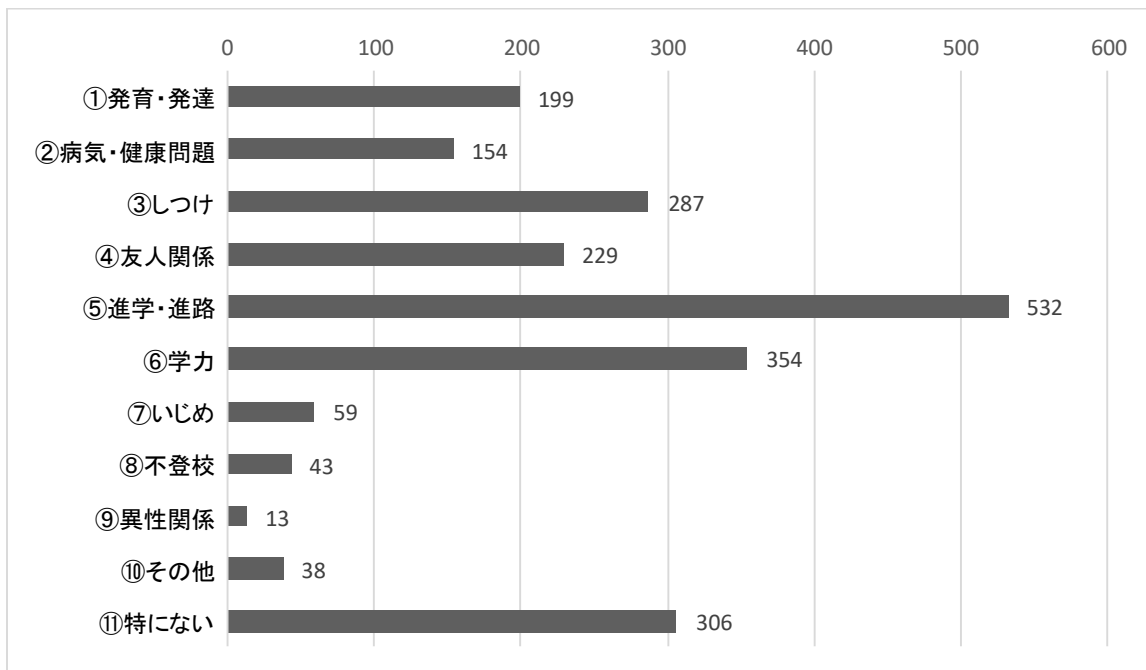
3 子育てについて

問8 あなたがお子さんと一緒に勉強、遊びや料理、会話をする時間は1日あたりどれくらいですか。平日、休日それぞれについて、当てはまる番号を記入してください。



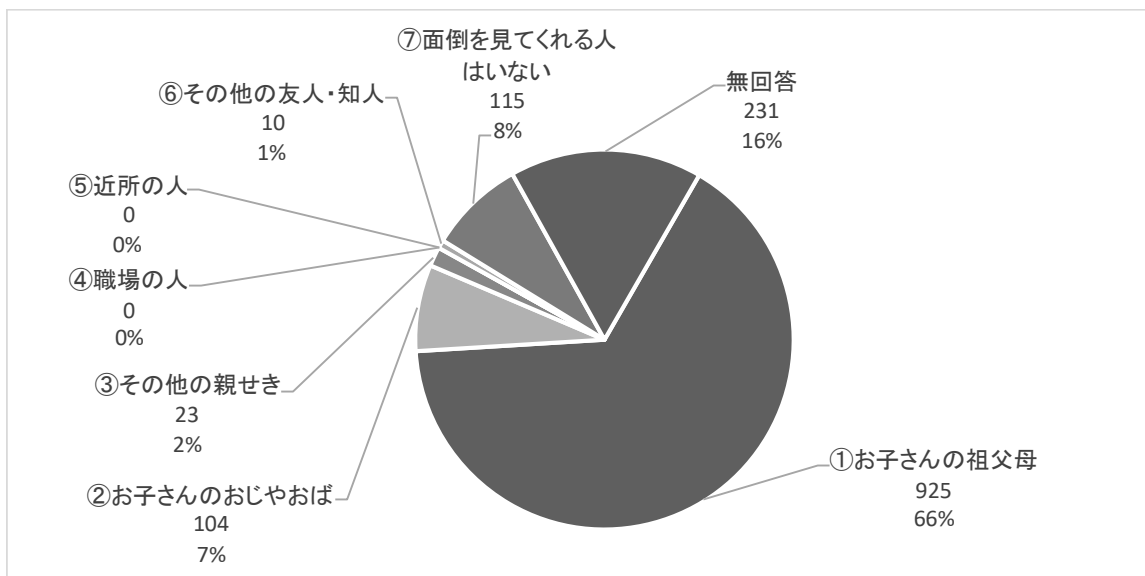
休日は子どもと過ごす時間を十分とれている世帯が多いですが、平日は各時間帯の分布がまばらで、子どもの話し相手や遊び相手、学習をみてる存在などのいわゆる「子どもの居場所」のニーズが一定程度あるのではないかと思います。

問9 あなたは、お子さんに関する次のような悩みはありますか。(当てはまるもの全てに○)



従来の他のアンケートなどと同様、子どもの進学・進路、学力については悩みを抱えている世帯が多いという結果となっています。一方で、306名が悩みが特にないと回答しており、自信を持って子育てをしていることがうかがえます。

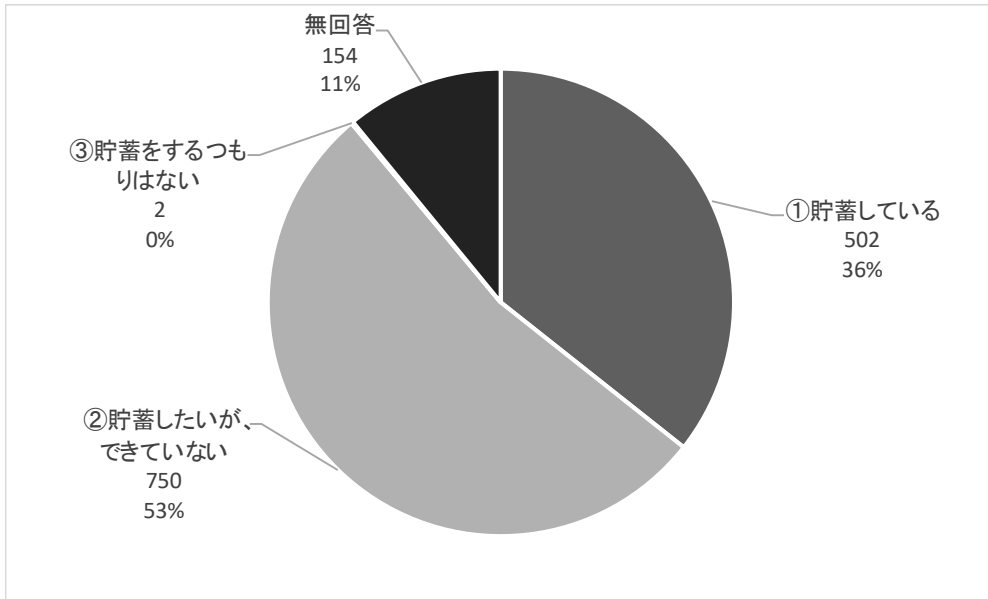
問10 もし、あなたが不慮の事故や病気などになったとき、お子さんの面倒を代わって見てくれる人はいますか。(主な人一人に○)



①②など子どもに近い親戚が回答の多くを占めていますが、⑦も8%と一定程度見られ、自身に万一のことが合った場合の子どもの今後などに常に不安やプレッシャーを感じている懸念があります。

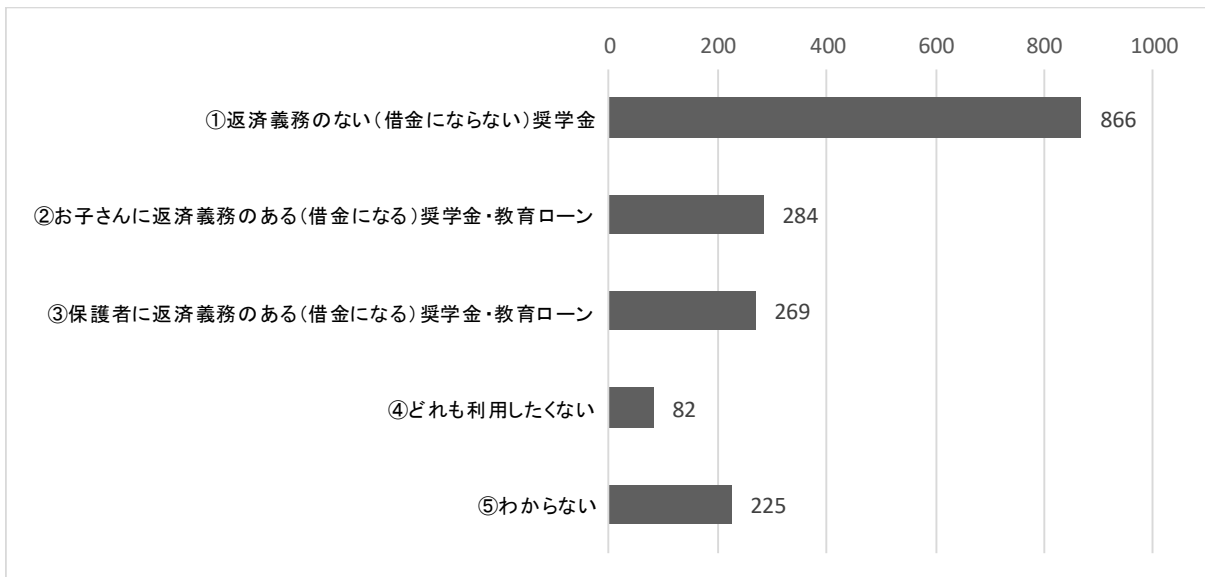
4 経済状況について

問11 あなたは、お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。(当てはまるもの1つに○)



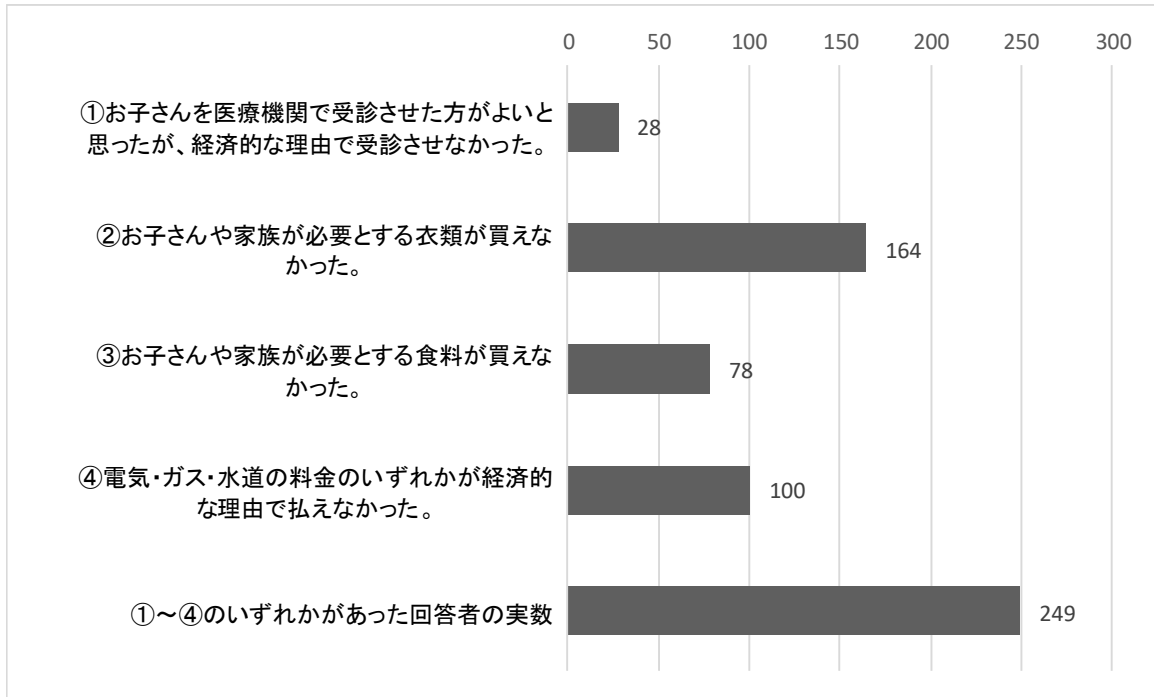
②が最も多く、回答者の半数以上が子どもの将来のための貯蓄ができていないことがうかがえます。

問12 あなたは、経済的な理由でお子さんに希望の学歴まで学ばせることが難しいとき、奨学金や教育ローンを利用したいと思いますか。(下記の当てはまるもの全てに○)



デメリットのない①がもっとも多くなっているものの、④との回答が見られるのは手続きの煩雑さや、そもそも奨学金についての情報不足があるのではないかと推察されます。

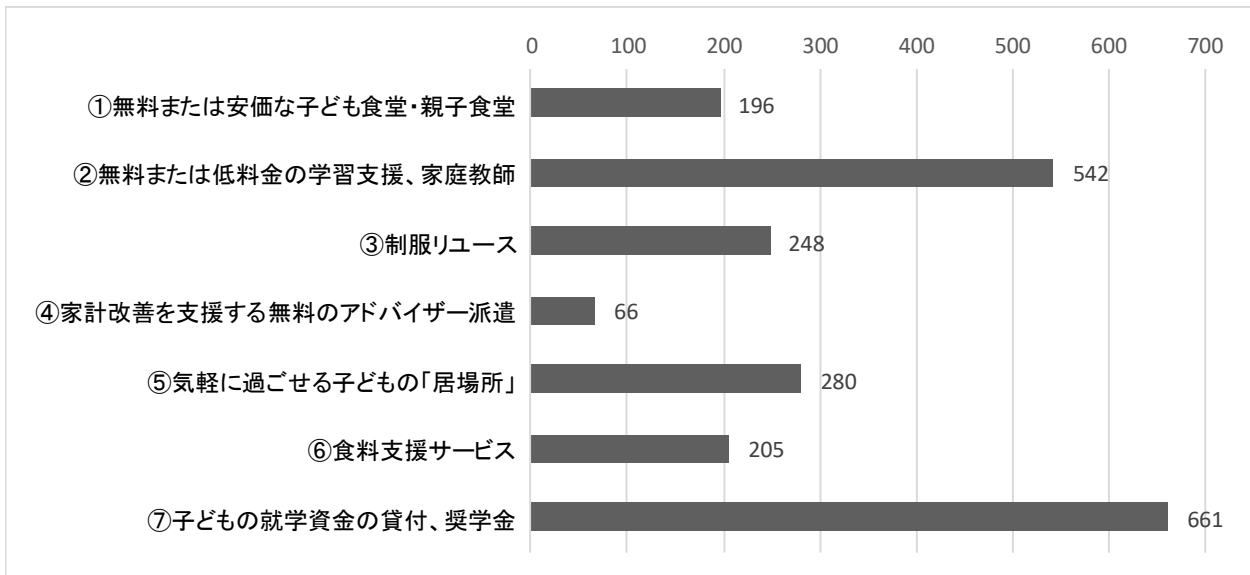
問 13 あなたは、過去1年間に以下のような経験がありますか。(当てはまるもの全てに○)



困窮体験についてうかがった質問です。総回答数(1,408)から考えると17.7%がいずれかの体験をしています。

5 必要な支援について

問 14 あなたは、以下の支援を利用したい、お子さんを利用させたいと思いますか。(当てはまるもの全てに○)



⑦が最も多く次いで②が多くなっています。合わせて、やはり就学のための資金や学習の支援を望んでいる方が多いことがわかります。

秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート

1 家族構成などについて

次の問について、当てはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください。

問1 お住まいの市町村は？	市・町・村			
問2 あなたの性別は？	男	・	女	
問3 家族は何人ですか？ (生計を同じくする世帯員の人数) 「1未就学児」、「4高校生等」、「5大学生等」には、人数の内訳を記入してください。 ※ 「高校生等」には同年代の専修学生・無職・就労者を含めます。 ※ 「大学生等」には同年代の短大生、専修学生・無職・就労者を含めます。	未就学児	名 (保育所・幼稚園	名、在宅 名)	
	小学生	名		
	中学生	名		
	高校生等 ※3	名 (高校	名、専修学校	名、中卒就労者 名)
	大学生等 ※4	名 (大学短大	名、専修学校	名、高卒就労者 名)
	大人	名		
合計	名 家族全員の人数			

2 お子さんの現在の生活、将来について

問4 お子さんは将来、現実的に見てどこまで進学すると思いますか。(当てはまるもの1つに○)

- ① 中学まで ② 高校まで ③ 短大・高専・専門学校まで ④ 大学・大学院以上 ⑤ わからない

問5 前問のようにお答えになった理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

- ① お子さんがそう希望しているから ② 一般的な進路だと思うから ③ お子さんの学力から考えて
④ 経済的な状況から考えて ⑤ その他 () ⑥ 特に理由はない

問6 お子さんは習い事等(学習塾を含む)をしていますか。→ はい・いいえ _____

「はい」と答えた方にうかがいます。習い事等の種類は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

- ① 学習塾 ② 家庭教師 ③ 通信教育 ④ 外国語 ⑤ スポーツ
⑥ その他 ()

「いいえ」と答えた方にうかがいます。習い事等をしていない理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

- ① お子さんがやりたがらない ② 必要性を感じない ③ 経済的に余裕がない ④ 家の近くにない
⑤ 学校の部活動等が忙しい ⑥ 自由時間が少なくなる ⑦ 他の家族の理解が得られない
⑧ その他 () ⑨ 特にない

問7 お子さんは、ひとりで晩ごはんを食べることがありますか。(当てはまるもの1つに○)

- ① ほぼ毎日 ② 週に4~5日 ③ 週に2~3日 ④ ほとんどない ⑤ 全くない

3 子育てについて

問8 あなたがお子さんと一緒に勉強、遊びや料理、会話をする時間は1日あたりどれくらいですか。平日、休日それぞれについて、当てはまる番号を記入してください。

平日 ()	休日 ()
① 0~15分未満 ② 15分~30分未満 ③ 30分から1時間未満 ④ 1時間~2時間未満 ⑤ 2時間~3時間未満 ⑥ 3時間~4時間未満 ⑦ 4時間以上	

問9 あなたは、お子さんに関する次のような悩みはありますか。(当てはまるもの全てに○)

- ① 発育・発達 ② 病気・健康問題 ③ しつけ ④ 友人関係 ⑤ 進学・進路 ⑥ 学力
⑦ いじめ ⑧ 不登校 ⑨ 異性関係 ⑩ その他() ⑪ 特にない

問10 もし、あなたが不慮の事故や病気などになったとき、お子さんの面倒を代わって見てくれる人はいますか。(主な人一人に○)

- ① お子さんの祖父母 ② お子さんのおじやおば ③ その他の親せき ④ 職場の人
⑤ 近所の人 ⑥ その他の友人・知人 ⑦ 面倒を見てくれる人はいない

4 経済状況について

問11 あなたは、お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。(当てはまるもの1つに○)

- ① 貯蓄している ② 貯蓄したいが、できていない ③ 貯蓄をするつもりはない

問12 あなたは、経済的な理由でお子さんに希望の学歴まで学ばせることが難しいとき、奨学金や教育ローンを利用したいと思いませんか。(下記の当てはまるもの全てに○)

- ① 返済義務のない(借金にならない)奨学金 ② お子さんに返済義務のある(借金になる)奨学金・教育ローン
③ 保護者に返済義務のある(借金になる)奨学金・教育ローン ④ どれも利用したくない
⑤ わからない

問13 あなたは、過去1年間に以下のような経験がありますか。(当てはまるもの全てに○)

- ① お子さんを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、経済的な理由で受診させなかった。
② お子さんや家族が必要とする衣類が買えなかった。
③ お子さんや家族が必要とする食料が買えなかった。
④ 電気・ガス・水道の料金のいずれかが経済的な理由で払えなかった。

5 必要な支援について

問14 あなたは、以下の支援を利用したい、お子さんを利用させたいと思いませんか。(当てはまるもの全てに○)

- ① 無料または安価な子ども食堂・親子食堂 ② 無料又は低料金の学習支援、家庭教師 ③ 制服リユース
④ 家計改善を支援する無料のアドバイザー派遣 ⑤ 気軽に過ごせる子どもの「居場所」
⑥ 食料支援サービス ⑦ 子どもの就学資金の貸付、奨学金

問15 その他、子どもが夢や希望を持って健やかに成長するために、こんな支援があればいいと思うものについて自由に記入ください。

ご協力ありがとうございました。

※調査票中、問14の選択肢において、⑤→⑥、⑥→⑦、⑦→⑧となっている誤りがありました。集計に合わせて訂正しています。

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

住所：秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1342

FAX：018-860-3844

E-mail：chifuku@pref.akita.lg.jp

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

<https://www.pref.akita.lg.jp/>